
平成28年第1回玖珠町議会定例会会議録(第1号)

平成28年3月3日(木)

1. 議事日程第1号

平成28年3月3日(木) 午前10時開議(開会)

- 第 1 会議録署名議員の指名
 - 第 2 会期の決定(議会運営委員長報告)
 - 第 3 議長の諸般の報告
 - 第 4 議案の上程(議案第1号から議案第51号)
 - 第 5 町長の諸般の報告並びに予算編成方針、提案理由の説明
 - 第 6 請願並びに陳情の上程(陳情2件)
 - 第 7 委員会の継続審査結果の報告並びに委員長報告に対する質疑
 - 第 8 質疑・討論・採決
(議案第1号、議案第21号、議案第38号、議案第40号から議案第44号)
-

1. 本日の会議に付した事件

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
 - 日程第 2 会期の決定(議会運営委員長報告)
 - 日程第 3 議長の諸般の報告
 - 日程第 4 議案の上程(議案第1号から議案第51号)
 - 日程第 5 町長の諸般の報告並びに予算編成方針、提案理由の説明
 - 日程第 6 請願並びに陳情の上程(陳情2件)
 - 日程第 7 委員会の継続審査結果の報告並びに委員長報告に対する質疑
 - 日程第 8 質疑・討論・採決
(議案第1号、議案第21号、議案第38号、議案第40号から議案第44号)
-

出席議員(13名)

1 番 松 下 善 法

2 番 大 野 元 秀

4 番	松本真由美	5 番	中尾拓
6 番	中川英則	7 番	廣澤俊幸
8 番	宿利忠明	9 番	石井龍文
10番	河野博文	11番	高田修治
12番	藤本勝美	13番	繁田弘司
14番	秦時雄		

欠席議員（1名）

3 番 小幡幸範

職務のため議場に出席した者の職氏名

事務局長 帆足浩一 議事係長 小野英一

地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

町長	朝倉浩平	副町長	小幡岳久
教育長	秋吉徹成	総務課長	麻生太一
まちづくり 推進課長	穴本芳雄	総合戦略室長	衛藤正
環境防災課長兼 基地対策室長	藤林民也	税務課長	石井信彦
福祉保健課長	江藤幸徳	住民課長	衛藤善生
建設水道課長	梅木良政	農林業振興課長兼 農業委員会 事務局長	湯浅詩朗
商工観光振興 課長	村木賢二	会計管理者兼 会計課長	本松豊美
人権同和啓発 センター所長	山本五十六	教育総務課長兼 新中学校開校 推進室長	長尾孝宏
学校教育課長	佐藤貴司	社会教育課長兼 中央公民館長兼 わらべの館館長	渡辺克之
監査委員	河野好美	行政係長	和田育男

上程議案

議案第1号	専決処分の承認を求めることについて
	玖珠町税条例等の整備に関する条例について
議案第2号	玖珠町過疎地域自立促進計画の策定について

- 議案第3号 辺地（日出生辺地）に係る総合整備計画の策定について
- 議案第4号 辺地（片草辺地）に係る総合整備計画の策定について
- 議案第5号 辺地（大野原辺地）に係る総合整備計画の策定について
- 議案第6号 辺地（鏡辺地）に係る総合整備計画の策定について
- 議案第7号 辺地（古後辺地）に係る総合整備計画の策定について
- 議案第8号 玖珠町行政不服審査会条例の制定について
- 議案第9号 玖珠町企業立地促進条例の制定について
- 議案第10号 玖珠町道の駅慈恩の滝くすの設置及び管理に関する条例の制定について
- 議案第11号 玖珠町お試し暮らし住宅の設置及び管理に関する条例の制定について
- 議案第12号 行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について
- 議案第13号 玖珠町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正について
- 議案第14号 玖珠町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について
- 議案第15号 玖珠町職員の分限に関する条例の一部改正について
- 議案第16号 証人等の実費弁償に関する条例の一部改正について
- 議案第17号 玖珠町特別職の常勤職員の給与に関する条例の一部改正について
- 議案第18号 玖珠町職員の給与に関する条例等の一部改正について
- 議案第19号 玖珠町職員の旅費に関する条例の一部改正について
- 議案第20号 玖珠町営駐車場の設置及び管理に関する条例の一部改正について
- 議案第21号 玖珠町基金条例の一部改正について
- 議案第22号 玖珠町税特別措置条例の一部を改正する条例について
- 議案第23号 玖珠町手数料条例の一部改正について
- 議案第24号 玖珠町使用料条例の一部改正について
- 議案第25号 豊後森機関庫公園の設置及び管理に関する条例の一部改正について
- 議案第26号 玖珠町営住宅の設置及び管理に関する条例の一部改正について
- 議案第27号 玖珠町立幼稚園の保育料徴収条例の一部改正について
- 議案第28号 玖珠町自治公民館の設置及び管理に関する条例の一部改正について
- 議案第29号 椎茸原木病虫害対策事業費分担金賦課徴収条例の廃止について
- 議案第30号 特定防衛施設周辺整備調整交付金事業玖珠町健康ウォーク推進事業活動量計
購入契約について
- 議案第31号 町道路線の認定について（その1）
- 議案第32号 町道路線の認定について（その2）
- 議案第33号 町道路線の廃止について

議案第34号	森まちなみ公園の指定管理者の指定について
議案第35号	玖珠町自治公民館の指定管理者の指定について
議案第36号	日出生北部地区コミュニティーセンターの指定管理者の指定について
議案第37号	日出生南部地区コミュニティーセンターの指定管理者の指定について
議案第38号	日田玖珠広域消防組合規約の変更について
議案第39号	玖珠町と日田市との証明書等の交付等に係る事務委託に関する協議について
議案第40号	平成27年度玖珠町一般会計補正予算（第6号）
議案第41号	平成27年度玖珠町住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（第1号）
議案第42号	平成27年度玖珠町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）
議案第43号	平成27年度玖珠町介護保険事業特別会計補正予算（第4号）
議案第44号	平成27年度玖珠町水道事業会計補正予算（第2号）
議案第45号	平成28年度玖珠町一般会計予算
議案第46号	平成28年度玖珠町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算
議案第47号	平成28年度玖珠町簡易水道特別会計予算
議案第48号	平成28年度玖珠町国民健康保険事業特別会計予算
議案第49号	平成28年度玖珠町介護保険事業特別会計予算
議案第50号	平成28年度玖珠町後期高齢者医療事業特別会計予算
議案第51号	平成28年度玖珠町水道事業会計予算

午前10時00分開議（開会）

○議長（秦 時雄君） おはようございます。

開会に先立ちまして、傍聴される皆さんにお願いします。

会議中は静粛に願います。

なお、会議中の言論に対して、拍手や可否表明などの言動はかたく禁じられております。

また、会議の傍聴規則第7条並びに第9条の規定により、写真撮影や録音機器の使用は禁止されております。携帯電話、スマートフォンをお持ちの方は、電源をお切りになるか、マナーモードに設定されますよう御協力願います。

本日の会議に欠席の届け出が提出されておりますので、報告いたします。

議員につきましては、3番、小幡幸範君、病气療養の届け出が提出されております。

ただいまの出席議員は13名です。

会議の定足数に達しております。

地方自治法第113条の規定により、平成28年第1回玖珠町議会定例会は成立しました。

よって、ここに本定例会の開会を宣言し、直ちに本日の会議を開きます。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（秦 時雄君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により議長において

5番 中 尾 拓 君

9番 石 井 龍 文 君

の2名を指名いたします。

日程第2 会期の決定

○議長（秦 時雄君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

議会運営委員会委員長に委員会協議の結果について報告を求めます。

議会運営委員会委員長河野博文君。

○議会運営委員長（河野博文君） おはようございます。平成28年の議会運営委員会の委員長報告を行います。議会運営委員会の協議結果につきまして御報告いたします。

平成28年第1回玖珠町議会定例会の開会に当たり、去る2月25日に議会運営委員会を開催いたしました。今期定例会に上程されます議案につきましては、執行部の出席を求め、概略の説明をいただき、会期日程並びに議案の取り扱いについて慎重に協議を行いました。

会期日程につきましては、お手元にあらかじめ配付してあります日程表のとおり、本日3月3日から3月25日までの23日間としたいと思います。

今期定例会に上程されます議案は、専決処分の承認を求める案件1件、過疎地域自立促進計画の策定案件1件、辺地に係る総合整備計画の策定案件5件、条例の制定案件5件、条例の一部改正案件16件、条例の廃止案件1件、備品の購入契約案件1件、町道路線の認定案件2件、町道路線の廃止案件1件、指定管理者の指定案件4件、日田玖珠広域消防組規約の変更案件1件、事務委託に関する協議案件1件、平成27年度一般会計補正予算案件1件、平成27年度特別会計補正予算案件3件、平成27年度水道事業会計補正予算案件1件、平成28年度一般会計予算案件1件、同じく特別会計予算案件5件、水道事業会計予算案件1件の51議案であります。

なお、議案第1号、専決処分の承認を求める案件、議案第21号、基金条例の一部改正案件、議案第38号、日田玖珠広域消防組規約の変更案件、議案第40号、平成27年度一般会計補正予算案件、議案第41号から議案第43号の特別会計補正予算案件3件、議案第44号、水道事業会計補正予算案件、以上8議案は、議案の性格上、また年度末を控え、予算執行上、喫緊を要する案件でありますので、委員会付託を省略し、本日の日程の中で質疑、討論、採決をお願いしたいと思います。

また、議案第45号から議案第51号までの7議案は、平成28年度各当初予算案件であります。予算特

別委員会を設置して審査の付託をしたいと思います。

次に、本定例会の一般質問は、17日、18日を予定しておりますが、恒例によりまして、町長の新年度予算編成方針などの説明を受けてからの通告といたします。

したがって、日程の関係上、3月8日の17時に締め切り、3月9日の予算特別委員会の開催前に議会運営委員会を開催し、一般質問の発言順番を決めたいと思いますので、議会運営委員の御協力をよろしくお願いいたします。

なお、会期中に追加議案として人事案件8件及び平成27年度一般会計補正予算（第7号）の上程が予定されている旨の報告を受けております。

何とぞ、本定例会の慎重なる御審議と議会運営に格段の御協力を承りますようお願い申し上げます、議会運営委員会の報告を終わります。

以上です。

○議長（秦 時雄君） お諮りします。

ただいま、議会運営委員会委員長より委員会協議の結果について報告がありましたが、今期定例会の会期は本日3月3日から3月25日までの23日間といたしたいと思いますが、これに異議はありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦 時雄君） 異議なしと認めます。

よって、今期定例会の会期は、本日3月3日から3月25日までの23日間と決定いたしました。

日程第3 議長の諸般の報告

○議長（秦 時雄君） 日程第3、議長の諸般の報告を行います。

去る12月25日には、大分県町村議会議長会臨時役員会が日出町で開催され、地方自治功労者の推薦、平成28年度の予算について協議いたしました。

1月14日には、大分県町村議会議長会臨時役員会が開催され、平成28年度事業計画案及び予算案の事前協議をいたしました。また、同日、別府市において町村長と町村議会議長の意見交換会が開催され、今後の取り組みについて協議をいたしました。

1月18日には、知事を囲む自治運営懇話会が大分市で開かれ、県道の整備、企業誘致等について要望を申し上げたところです。

2月12日には、大分県町村議会議長会役員会が日出町で開催されました。会議に先立ち、地方自治功労者の表彰伝達式及び表彰があり当町村議会議長会より全国町村議会議長会表彰に2名の議員が受賞されました。その後、平成28年度事業計画案及び予算案について協議をいたしました。

2月21日には、大阪市で関西くす・ここのえ郡人会が開かれ、総務文教民生委員長とともに関西在住の玖珠郡出身者の方々と親交を深めました。

以上で議長の諸般の報告を終わります。

日程第4 議案の上程（議案第1号から議案第51号）

○議長（秦 時雄君） 日程第4、議案の上程を行います。

今期定例会に提出されました議案第1号から議案第51号までの51議案について、一括上程したいと思いますが、これに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦 時雄君） 異議なしと認めます。

よって、今期定例会に提出されました議案第1号から議案第51号までの議案につきまして、一括上程することに決定いたしました。

麻生総務課長。

○総務課長（麻生太一君） おはようございます。

私のほうから、申しわけございませんけれど、議案の字句の訂正を1件、それから、参考資料集の訂正を1件お願いいたしたいと思います。

最初に、議案の字句の修正でございます。議案第40号、平成27年度玖珠町一般会計補正予算書を御覧いただきたいと思います。補正予算書の40ページになります。

補正予算書40ページ、下から3段目になります。土木費、土木管理費、1目土木総務費の19節負担金補助及び交付金の欄でございます。一番右側の説明欄に負担金、普通建設事業費208万1,000円とございまして、その下、急傾斜対策事業、三角で208万1,000円となっております。こちらにつきましては、三角を削除していただきたいと思います。正の数字で208万1,000円に訂正をお願いいたします。

続きまして、黄色い表紙の参考資料集の訂正でございます。先ほど議員の皆様の方の机の上に正誤表をお配りいたしました。黄色い表紙の参考資料集第5ページでございます。第5ページの施設の概要の上から2行目でございます。「（延床面積）104.83平米」となっておりますが、正しくは「（建築面積）104.83平米（約32坪）」、その下に「（延床面積）83.06平米（約25坪）」というふうに訂正をお願いいたしたいと思います。大変御迷惑をおかけいたします。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（秦 時雄君） 訂正よろしいでしょうか。

日程第5 町長の諸般の報告並びに予算編成方針、提案理由の説明

○議長（秦 時雄君） 日程第5、町長に諸般の報告並びに予算編成方針、提案理由の説明を求めます。

朝倉町長。

○町長（朝倉浩平君） おはようございます。

「春」3月、寒さ、温かさを繰り返しながら桜の季節を迎えます。

1日には、玖珠美山高校の第1回目の卒業式があり、あしたは町内の中学校の卒業式がとり行われます。生徒たちにとっては新たな舞台の始まりです。

振り返りますと、平成24年、玖珠町でも古後地区を中心に大きな被害をもたらしました北部九州豪雨による災害でございますが、この3月をもってようやく復旧事業も完了の運びとなりました。地元関係者を初め、復旧事業に携わっていただいた多くの方々に、この場をかりて心よりお礼を申し上げます。

平成27年度におきましても、町政、財政運営、地方を取り巻く経済情勢等大変厳しいものがありました。何とか1年間の締めくくりを迎えようとしております。住民の皆様からのニーズは多岐にわたっており、厳しい財政の中でございますが、持続できる玖珠町を目指して、今後も町政の発展に努力してまいりたいと考えております。

本日ここに、平成28年第1回玖珠町議会定例会を招集申し上げましたところ、議員各位におかれましては、御多用中にもかかわらず、御参集賜り、まことにありがとうございます。定例会の開会に当たり、新年度の町政の施政方針を述べさせていただくとともに、提出いたしました諸議案の概要と提案理由を御説明申し上げ、議会の皆様を初め町民の皆様の御理解と御協力をお願いしたいところと考えているところでございます。

最初に、12月議会以降の諸般の報告を申し上げます。

昨年12月9日、人権を考える町民のつどいが開催され、約420名の方に参加していただきました。

1月7日、正月恒例の第40回子どもマラソン大会が総合運動公園ジョギングロードで開催され、小学校4年生から中学校3年生までの131名の選手が出場いたしました。

1月9日、関係諸団体の御尽力により新春子ども祭りが開催され、わらべの館を中心に300人を超える親子連れの参加をいただき、盛大に開催されました。毎年人気の三島鍋ときねつき餅が無料で振る舞われ、大好評でございました。

1月10日には、メルサンホールを会場に玖珠町成人式を開催いたしました。今年は、214名の新成人を対象に御案内したところ、169名の御出席をいただき、式は、成人証書の授与に始まり、成人者代表の答辞まで整然ととり行われました。

1月17日、玖珠川河川敷において、玖珠町消防団特別点検が行われました。特別点検者に広瀬大分県知事をお迎えし、また、多くの来賓の方々にも御臨席を賜り、団員服装点検・機械器具点検、操法や小隊の訓練点検並びに分列行進、車両行進、放水点検が披露され、日ごろの訓練の成果が十二分に発揮されたすばらしい特別点検となりました。また、この後、永年勤続功労者に対する表彰を行いました。受賞された皆様には、これまでの消防活動への御尽力に敬意を表するとともに、今後とも、ますます重要性を増している消防・防災活動への御支援・御協力をお願いしたいと思っております。

同日、第34回童話の里やる気おこし町内一周駅伝大会が、11チーム参加のもと行われました。森・八幡・北山田をコースに8区間18.3キロで開催されました。大会には、自衛隊、役場、消防署、地域

などの一般チームを初め、小学生から高校生まで幅広い選手が参加し、沿道では多くの町民の皆様の応援をいただき、大変盛り上がりのある大会となりました。

2月15日から23日まで9日間、昨年に引き続き、第11回となります在沖縄米軍による日出生台演習場での実弾射撃訓練が実施されました。米軍実弾射撃訓練に伴う周辺地域住民の不安解消と安全確保を図るため、1月19日、国に対し、四者協により、安全対策に万全の措置を講じるよう要請を行い、玖珠町においても、同日対策本部を設置し、2月7日には現地対策本部を設置し、安全対策を実施してまいりました。幸いにして本日まで事故もなく、無事にあした4日の後発隊撤収を迎えられそうでございます。この間、御協力をいただきました関係機関、地元消防団、演習場周辺自治区の方々に深く感謝を申し上げます。

2月20日、21日の2日間、メルサンホールで公民館フェスティバルが行われました。この催しは、日ごろから公民館を拠点に活動している23団体の舞台発表や個人の展示発表など、2日間で約600名の町民の皆様の参加をいただきました。

2月22日から26日の5日間、二豊路に春を告げる第58回県内一周駅伝競走大会が開催されました。玖珠郡チームの成績は、総合7位と昨年より順位を2つ上げる結果となりました。感動を与えてくださった選手、役員の皆様の不断の努力と頑張りに、そして応援していただいた住民の皆様に心から敬意を表すものでございます。ありがとうございました。

2月23日、昨年より取り組みを進めております健康ウォーク推進事業の登録者数が1,003人になりました。引き続き、健康ウォーク推進事業への参加呼びかけを進めてまいります。

2月28日、メルサンホールで健康づくり推進大会が開催されました。大会は天候にも恵まれ、約400名の参加のもと、株式会社タニタヘルスリンク管理栄養士、飯島奈美氏の基調講演を初め、2団体による健康づくりの体験発表、森地区の創作健康劇、さらには、健康食の試食や体組成の測定などで盛会裏に開催することができました。

ここで介護保険事業について申し上げます。御案内のとおり、介護保険制度の改正を受け、玖珠町においても、この3月から介護予防を積極的に推進する総合事業を始めるようにいたしました。介護の必要な方々へのサービスが質・量とも増大する中、この事業は、いつまでも、元気で生きがいを持って暮らせるよう、体力の維持・向上などを目指したものでございます。総合事業の開始で、介護に係るさまざまな課題が直ちに解決するわけではございませんが、着実に一步一步、成果を上げてまいりたいと考えています。

ふるさと納税について申し上げます。昨年9月より、ふるさと納税の返礼品制度を始めたところ、多くの皆様より多額の寄附をいただきました。昨年4月から8月までは30件、59万5,000円であったものが、9月以降本年1月まで682件、1,204万5,000円の寄附をいただき、合計しますと712件、1,264万円の寄附額となりました。

平成26年度は43件、150万5,000円でしたから、本年1月末現在で、件数で約16.6倍、金額で8.4倍となりました。特に、玖珠のおいしい水と「おおいた豊後玖珠牛」が人気の返礼品となって

おります。今後は、玖珠町を代表する返礼品の開発・充実に、さらに努めてまいりたいと考えております。

今後の予定でございますが、3月12日には、男女共同参画フォーラム in くすがメルサンホールで開催されます。今回は、大分県地域婦人団体連合会と協力し、女性による地域力向上支援事業地域別フォーラム in 玖珠町も共同開催することになりました。ぜひ多くの皆様に参加していただきたいと考えております。

次に、本定例会に当たり、平成28年度町政運営の基本方針並びに予算編成方針などを説明申し上げます。

町政の運営方針でございます。

地方創生関連の事業は、国から5年間で結果を出すように求められています。今後、玖珠町における地方創生の課題はいろいろありますが、目玉は「教育・農業」だと思っております。

ここ数年間は、健康・福祉・観光振興を意識して、行政運営に心がけてまいりました。ある程度成果が出たと思っております。そして、やるべき道筋が明確になってきました。

平成27年度におきまして、住民福祉関連では、健康ウォーク推進事業をスタートさせ、健康寿命の長寿化をより具体的に推進していく体制ができたと考えております。観光面の施策といたしましては、豊後森機関庫公園の整備、志免町からのSLの移設、機関庫ミュージアムの整備・オープン、森まちなみ情報発信施設の整備、水戸岡鋭治氏デザインによる伐株山展望休憩舎整備、西の玄関口である慈恩の滝の周辺整備等、懸案であった施策について、一定の方向づけができたと考えております。

施政方針の冒頭で述べさせていただきましたが、今後、向こう5年間を目安として、これからの玖珠町の目指す方向といたしまして、特に力を入れたいと考えているものは、教育であり、農業振興でございます。

教育に関しましては、改正地方教育行政の組織及び運営に関する法律で、地方公共団体に、首長と教育委員会が協議・調整する場として、首長——町長でございます。町長主催の総合教育会議を設置し、これは必置の条件でございます。その中で教育大綱の制定、教育の条件整備、児童・生徒等の生命・身体の保護等、地方教育行政の権限と責任を明確にした体制を構築しなければなりません。教育・人材育成は、社会の責任、行政の責任であり、また、見返りを求めない無償の愛だと思えます。そのような状況のもと、新中学校の平成31年度開校に向けた準備を今後の人材育成の大きな柱の一つに据えて取り組んでまいりたいと考えています。多様な個性を伸ばし、学力の向上を初め、知・徳・体のバランスのとれた教育方針を加えることで、優しさと勇気を兼ね備えた、人間味あふれる、個性豊かな、グローバルに活躍できる子供たちを育成し、童話の里、教育の里としてのまちづくりを目指したいと考えております。

農業の振興についてで、ございますが、玖珠町における産業の中心は、農業だと思っております。玖珠町の地理的、気候的要件を活かした農産物の生産、販売システムの構築が、今後の玖珠町の農業の課題だと思っております。高齢化などによる農業の衰退に歯どめをかけ、新規

就農者の育成や営農組織の育成などに努めるとともに、特産品である玖珠米、豊後玖珠牛、夏秋野菜などの生産力の向上と、販売強化に力を注いでまいります。幸い、道の駅「童話の里くす」の売り上げも伸びており、加えて、本年7月には道の駅「慈恩の滝くす」も完成予定であります。2店舗の相乗効果による生産・出荷農家の増加、生産力の拡大と品質の向上に力を入れていきたいと考えております。

また、JA玖珠九重農協との共同事業実施や「みらいの畑から」による新しい農業の展開などにより、農業後継者・新規就農者の育成、あるいは現在、農業で頑張っておられる農家に対する支援事業などに積極的に取り組んでまいりたいと考えております。

今後の具体的な方針といたしまして、昨年10月に策定いたしました玖珠町まち・ひと・しごと創生総合戦略を基本とするまちづくりでございます。これは、玖珠町のまちづくりにおける羅針盤である第5次総合計画の中の基本理念である「自然を愛し、子どもとともに夢を育み、誇りをもてる心のふるさと玖珠」を継承し、4項目の基本目標を定めたものでございます。

基本目標の1点目といたしましては、「楽しく学び個性と感性を育むまちづくり（教育・文化の向上）」でございます。子供たちが玖珠町を再認識することにより、町の活性化を考えてもらい、誇りを持ち、郷土愛を育むことにより、人口流出の歯どめと再転入につなげようとするものでございます。教育力向上対策、学力向上などに努めることはもちろんでございますが、玖珠美山高校への支援事業、中学・高校生による町内社会見学などにつきましても、取り組んでまいりたいと考えております。

2点目としまして、「活力あふれる活気あるまちづくり（産業の振興）」でございます。農業の振興においては、玖珠の特性を活かし、循環型農業を目指し、後継者育成、新規就農者の農業経営研修制度（ファーマーズ・スクール）、新規就農給付金制度、移住者の畜産経営を奨励するための導入育成助成制度などを創設するとともに、農家への各種経営助成事業を継続してまいります。農業でもうかるシステム構築をしなければなりません。

また、企業誘致につきましては、大分県と協働し、誘致活動をしていきます。それとはほかに、地元企業、起業、会社を興す起業においてもですね何らかの行政支援を考えていかなければなりません。

3点目の「健やかで健康に暮らせるまちづくり（保健・福祉の向上）」でございますが、子ども・子育て環境の充実・整備につきましては、道筋は見えたとはいえ、今後もこれまでと同様、積極的に行ってまいります。また、高齢者の健康維持のために、大分県の掲げる健康長寿日本一の取り組みも連携し、玖珠町独自の事業である健康ウォーク事業を推進してまいります。

4点目の「玖珠町の特性を活かしたまちづくり」に関しましては、第5次総合計画にも掲げられていますように、今後も防衛施設との共存・共栄を図りながら、新たな部隊の誘致と自衛隊員の増員を関係部署へ要望してまいります。また、U・Iターンなど、玖珠町への移住を考えている方へスムーズな情報提供を行える体制を整え、お試し居住施設の確保と活用など、移住・定住の支援体制の構築を図ってまいります。合わせて、地域おこし協力隊の確保に向けた取り組みを行うなど、移住施策の確立に取り組んでまいります。

次に、予算編成方針と主要な施策について申し上げます。

予算編成に当たって基本方針でございますが、第1点目につきましては、新年度が第5次総合計画の後期基本計画の初年度となることから、前期基本計画を受けての総合計画の推進に向けて取り組みを進めることとございます。2点目は、平成27年度から取り組んでまいりました玖珠町まち・ひと・しごと創生総合戦略により、人口減少、地方創生に特化した取り組みを推進することとございまして、3点目は、以上の計画を踏まえた事業の選択と集中を一層推進し、経営の合理化と規律ある財政運営を心がけることとございます。限りある財源を有効に使うため、いわゆる緊縮型の予算編成を行った結果、一般会計当初予算額は84億6,000万円となり、5年ぶりに85億円を下回り、対前年度比で5億3,000万円、5.9%の減となりました。

また、特別会計の総額は55億7,329万9,000円、企業会計の収益的収入は2億357万4,000円となっております。特別会計合計は対前年度比で1億8,993万1,000円、3.5%の増となっております。企業会計は、対前年度比972万8,000円、5%の増となっております。

歳出の中で、事業費の大きいものは、(仮称)玖珠町立博物館改修事業と新設中学校建設事業費でございます。それぞれ、2億1,674万5,000円と1億6,200万1,000円を計上しております。(仮称)玖珠町立博物館改修事業は、旧若竹保育園を改修し、久留島武彦翁の精神を継承する博物館の建設事業費でございます。また、新設中学校建設事業費の内訳は、平成31年開校に向けた実施設計費、屋外体育施設解体費、進入路他仮設整備費でございます。

続きまして、主要な施策につきましては、第5次総合計画の3点の将来像に従い、御説明申し上げます。

1点目の将来像である「『人』が主役のまちづくり」に関しましてでございますが、第3期学力向上推進計画の実施に向けた取り組みといたしまして、学力向上対策や特別支援員の配置などを行います。また、郡内唯一の高校である玖珠美山高校の充実に向け、同校が実施する各種事業に対して支援を行います。わらべの館につきましては、使いやすく安定した運営に向け、図書館システムを更新します。主な事業項目といたしまして、児童・生徒の教育環境の充実、地域コミュニティの充実や自治公民館の改修、郷土の文化の保存・継承、久留島武彦翁の精神を継承する取り組み、地域の人材育成、文化・スポーツを通じて青少年の育成などに予算を計上いたしました。

2点目の将来像である「活力と魅力あふれるまちづくり」につきましては、道の駅「慈恩の滝くす」をオープンし、地元産の農産物や加工品の販売による地域の活性化とにぎわいづくりを目指します。また、地域おこし協力隊員を配置し、地域産品の開発・販売や農業への従事など、地域づくり活動に取り組みます。橋梁の長寿命化や道路の維持補修、環境の保全に努め、暮らしやすいまちづくりに努めます。主な事業項目として、道の駅「慈恩の滝くす」の管理運営費、移住・交流者の受け入れ態勢強化策、定住人口増加策の推進、交流人口増加のための観光素材の磨き上げ、地域の特色を活かした農林業振興、都市基盤の充実策の推進、商業・工業の振興、生活環境の充実・循環型社会の形成と環境保全策の推進策など予算を計上いたしました。

3点目の将来像である「安全で安心して暮らせるまちづくり」につきましては、近年、インターネット等情報伝達手段の進歩に伴い、消費者を取り巻く社会・経済環境は大きく変化しております。生活が便利で豊かになる一方、悪質商法による消費者被害などが相次いで発生しています。被害者の年齢も若者から高齢者まで幅広く、内容も複雑化しているのが現状です。

町といたしましても、今後も、大分県消費生活センターと協力し、消費者相談体制の一層の充実を図るとともに、インターネット利用に伴う被害防止のため、防災無線や「広報くす」などを利用した啓発活動を強化し、住民の皆様の安全な生活と消費者力の向上に努めてまいります。

そして今年度も、健康長寿日本一を目指し、健康ウォーク事業を推進いたします。また、認定こども園の建設を支援します。子育て支援策として、引き続き、認定こども園利用者の負担軽減、病後児保育、中学生以下の医療費助成などを実施し、子育て環境の充実に努めます。高齢者には、外出支援サービス助成事業の継続、生きがいつくりの推進などとともに、シルバー人材センターへの助成も行います。

主な事業項目といたしまして、健康ウォーク推進事業費、認定こども園整備事業助成、子ども医療助成、高齢者・若者・子供たちが暮らしやすい町づくり施策費など予算を計上いたしました。

以上のような平成28年度の予算編成でございますが、予算執行に当たっては、選択と集中を常に意識し、最少限の経費で最大限の効果を生むよう努力してまいりたいと考えています。

続きまして、今議会に上程しております議案について、その提案理由を説明申し上げます。

今議会上程しております議案は、合計51議案でございます。議案集は別冊となっております。

議案集の1ページをお開きください。議案第1号は、玖珠町税条例等の整備に関する条例について、専決処分の承認を求めるものでございます。第1条関係は、総務省自治税務局各課長連盟通知「地方税分野における個人番号・法人番号利用について」の一部見直しに伴い、所要の改正を行うものでございます。また、第2条関係は、国民健康保険法施行令及び国民健康保険の国庫負担金等の算定に関する政令の一部を改正する政令の施行に伴う特定継続世帯に係る軽減について、軽減後の額を記載すべきところを控除額を記載していたため、提出するものでございます。

議案集4ページをお開きください。議案第2号は、玖珠町過疎地域自立促進計画の策定についてでございます。

この議案は、過疎地域自立促進特別措置法の有効期限が平成28年3月31日までから5年間延長されたことにより、引き続き総合的かつ計画的な対策を実施し、過疎地域の自立促進を図るため、提出するものでございます。なお、お手元に過疎地域自立促進計画書（平成28年度から平成32年度までの5年間）を配付しておりますので、御参照ください。

議案集5ページを御覧ください。議案第3号は、辺地（日出生辺地）に係る総合計画の策定についてでございます。これは、日出生辺地に係る公共施設の総合的かつ計画的な整備を促進するため、提出するものでございます。

続いて、4議案につきましては、議案集の6ページから9ページを御覧ください。4議案は、ただ

いま御説明いたしました議案第3号の辺地（日出生辺地）に係る総合整備計画の策定についてと同じ、辺地計画の策定でございます。上程理由の説明は、前の議案で行いましたので、省略させていただきます。なお、別冊で、5地区の総合整備計画書を配付しておりますので、御参照ください。

議案集の10ページをお開きください。議案第8号は、玖珠町行政不服審査会条例の制定についてでございます。この議案は、行政不服審査法関連3法の改正により、行政不服審査に伴う町の審査に対し、諮問・答申を行う第三者機関として玖珠町行政不服審査会を設置するため、提出するものでございます。

議案集の13ページをお開きください。議案第9号は、玖珠町企業立地促進条例の制定について、でございます。この議案は、玖珠町における雇用機会の拡大と地域振興に当たり、企業への支援施策を整備し、優良企業の誘致促進及び町内企業の事業拡大を積極的に推進するため、町内企業立地促進条例を制定するものでございます。なお、黄色の表紙の上程議案の参考資料集の4ページに「助成金の概要」を記載しておりますので御参照してください。

議案集の17ページをお開きください。議案第10号は、玖珠町道の駅慈恩の滝くすの設置及び管理に関する条例の制定についてでございます。この議案は、玖珠町の豊かな自然を活かし、産業全般の活性化を目指すとともに、都市部からの集客による交流人口の拡大及び情報発信により玖珠町の観光、産業、自然、文化などを発展、継承し、健康で明るく個性豊かなふるさとづくりを推進するため、玖珠町道の駅慈恩の滝くすを設置するものであり、地方自治法第244条の2の規定により、議会の議決を求めるものでございます。黄色の表紙の上程議案の参考資料集の5ページに施設の概要を記載しておりますので御参照してください。

議案集の20ページをお開きください。議案第11号は、玖珠町お試し暮らし住宅の設置及び管理に関する条例の制定についてでございます。この議案は、定住促進対策の一環といたしまして、町外から玖珠町に移住を検討している方に対して、一定期間、玖珠町での生活を体験できる機会を提供する施設としてのお試し住宅を設置するため、上程するものでございます。施設は、旧大分県立森高等学校の校長宿舎の建物を利用いたします。

議案集の22ページをお開きください。議案第12号は、行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定についてでございます。この議案は、前の議案第8号でも触れました行政不服審査法関連3法の改正に伴い、関係条例の整備を行うため提出するものでございます。具体的な関係条例につきましては、黄色の表紙の上程議案の参考資料集の6ページから17ページに、関係します9つの条例の新旧対照表を記載しておりますので御覧ください。

議案集の28ページをお開きください。議案第13号は、玖珠町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正についてでございます。この議案は、マイナンバー（個人番号）の利用に関するものでございます。いわゆる番号法に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供については、規定がございます。玖珠町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人

番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の別表第1及び別表第2に記載してあります事務に、「町営住宅等の管理に関する事務」を追加するものでございます。なお、黄色の表紙の上程議案の参考資料集の18ページから19ページに、関係条例の新旧対照表を記載しておりますので御覧ください。

議案集の30ページをお開きください。議案第14号は、玖珠町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正についてでございます。この議案は、学校教育法等の一部を改正する法律の施行により、小学校から中学校までの義務教育を一貫して行う義務教育学校が新たな学校の種類として規定されたため、提出するものでございます。なお、黄色の表紙の上程議案の参考資料集の20ページに関係条例の新旧対照表を記載しておりますので御参照してください。

議案集の31ページを御覧ください。議案第15号は、玖珠町職員の分限に関する条例の一部改正についてでございます。この議案は、地方公務員法の改正により、分限——公務員の身分に関する基本的な規律、身分保障・免職・休職・転職などの事由を明記するため、提出するものでございます。具体的な条例の改正箇所は、黄色の表紙の上程議案の参考資料集の21ページに関係条例の新旧対照表を記載しておりますので御参照してください。

議案集の32ページをお開きください。議案第16号は、証人等の実費弁償に関する条例の一部改正についてでございます。この議案は、平成27年9月、農業協同組合法等の一部を改正する等の法律が施行されたことに伴い、関係条例に条ずれが生じたため、条例整備を行うものでございます。なお、黄色の表紙の上程議案の参考資料集の22ページに関係条例の新旧対照表を記載しておりますので御参照してください。

議案集の33ページを御覧ください。議案第17号は、玖珠町特別職の常勤職員の給与に関する条例の一部改正についてでございます。この議案は、町長、副町長及び教育長の給与について、行財政改革の一環として、平成28年4月1日から平成29年3月31日までの1年間、それぞれ減額するため、提出するものでございます。減額する額は、町長については給料月額に100分の5%を乗じて得た額を、副町長及び教育長については給料月額に100分の3を乗じて得た額をそれぞれ減じて得た額とするものでございます。なお、黄色の表紙の上程議案の参考資料集の23ページに関係条例の新旧対照表を記載しておりますので御参照してください。

議案集の34ページをお開きください。議案第18号は、玖珠町職員の給与に関する条例等の一部改正についてでございます。この議案は、地方公務員法の改正及び通勤手当の支給範囲の見直しと、給料表切りかえにより玖珠町職員の月額差額を国に先駆けて不支給とするため、提出するものでございます。また、級別標準職務分類表の追加につきましても、改正法により、規則から条例化することが義務づけられたため、提出するものでございます。なお、黄色の表紙の上程議案の参考資料集の24ページから26ページに関係条例の新旧対照表を記載しておりますので御参照ください。

議案集の36ページをお開きください。議案第19号は、玖珠町職員の旅費に関する条例の一部改正についてでございます。この議案は、町長、副町長及び教育長の分県内出張時の日当について、行財政改革の一環として当分の間、支給しないこととするため、提出するものでございます。なお、黄色

の表紙の上程議案の参考資料集の27ページに関係条例の新旧対照表を記載しておりますので御参照してください。

議案集の37ページを御覧ください。議案第20号は、玖珠町営駐車場の設置及び管理に関する条例の一部改正についてでございます。この議案は、町営の豊後森駅東側駐車場の一般駐車料金を見直し、駐車場の運営改善を図るため、提出するものでございます。具体的な料金の見直しは、無料時間が、2時間以内から30分以内となり、時間ごとの駐車料金は別表のとおりとなります。なお、黄色の表紙の上程議案の参考資料集の28ページから29ページに関係条例の新旧対照表を記載しておりますので御参照してください。

議案集の39ページをお開きください。議案第21号は、玖珠町基金条例の一部改正についてでございます。この議案は、町内小・中学校の児童・生徒の学力向上及び学習環境の向上のための経費に充てる基金を創設するため、また、わらべの館の図書室の運営にかかる経費に充てる基金を創設するため、提出するものでございます。なお、黄色い表紙の上程議案の参考資料集30ページから31ページに関係条例の新旧対照表を記載しておりますので御参照してください。

議案集の40ページをお開きください。議案第22号は、玖珠町税特別措置条例の一部を改正する条例についてでございます。この議案は、山村振興法第14条の地方税の不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令の一部改正により、対象資産の取得価額要件等の見直しに必要な所要の改正及び地域再生法の規定により、大分県が主体となって作成した認定地域再生計画に基づき、対象事業者が取得した資産に対して固定資産税の不均一課税を行うことを可能とするため、提出するものでございます。なお、黄色の表紙の上程議案の参考資料集の32ページから39ページに関係条例の新旧対照表を記載しておりますので御参照してください。

議案集の45ページを御覧ください。議案第23号は、玖珠町手数料条例の一部改正についてでございます。この議案は、「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律」が「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」へと、その名称が改正されたことにより、関係条例の整備を行うため、提出するものでございます。なお、黄色の表紙の上程議案の参考資料集の40ページに関係条例の新旧対照表を記載しておりますので御参照してください。

議案集の46ページをお開きください。議案第24号は、玖珠町使用料条例の一部改正についてでございます。玖珠町総合運動公園内に設置いたしましたトレーニングマシン9台の使用料につきまして、新たに使用料金の設定を行うため、また、豊後森機関庫公園内の多目的ホール（機関庫ミュージアム）について、新たに使用料金の設定を行うため、3つ目は、さきに上程いたしました議案第11号、玖珠町お試し暮らし住宅の設置及び管理に関する条例の制定についてに関連したもので、住宅使用料を徴収するため、条例改正を上程するものでございます。なお、黄色の表紙の上程議案の参考資料集の41ページから42ページに、一部改正に伴う関係条例の新旧対照表を記載しておりますので御参照してください。

議案集の49ページをお開きください。議案第25号は、豊後森機関庫の設置及び管理に関する条例の

一部改正についてでございます。この議案は、豊後森機関庫公園内の機関庫ミュージアム・多目的ホールの開設に伴い、使用料を徴収するための関係条例の整備を行うため、提出するものでございます。なお、黄色の表紙の上程議案の参考資料集の43ページから44ページに関係条例の新旧対照表を記載しております。御参照してください。

議案集の51ページをお開きください。議案第26号は、玖珠町営住宅の設置及び管理に関する条例の一部改正についてでございます。この議案は、町営十五駄住宅集会所の老朽化に伴い、用途を廃止し、取り壊すため、提出するものでございます。なお、黄色の表紙の上程議案の参考資料集の45ページに関係条例の新旧対照表を記載しておりますので御参照してください。

議案集の52ページをお開きください。議案第27号は、玖珠町立幼稚園の保育料徴収条例の一部改正についてでございます。この議案は、町立幼稚園の保育料の徴収方法が、口座振替等に変更されたことにより、また、子ども・子育て支援法の改正により、関係条例を整備するため、提出するものでございます。保育料の減免規定の削除につきましては、玖珠町子どものための教育・保育に関する利用者負担額を定める規則の制定により行うものでございます。なお、黄色の表紙の上程議案の参考資料集の46ページに関係条例の新旧対照表を記載しておりますので御参照してください。

議案集の53ページを御覧ください。議案第28号は、玖珠町自治公民館の設置及び管理に関する条例の一部改正についてでございます。この議案は、玖珠町大字戸畑4638番地の2、朝見自治区の公民館が玖珠町自治公民館の設置及び管理に関する条例の別表に記載漏れがありましたため、提出するものでございます。なお、黄色の表紙の上程議案の参考資料集の47ページから53ページに関係条例の新旧対照表を記載しております。御参照してください。

議案集の54ページをお開きください。議案第29号は、椎茸原木病虫害対策事業費分担金賦課徴収条例の廃止についてでございます。この議案は、平成3年度から平成7年度までの間に実施された椎茸原木病虫害対策事業の施行に要する費用に充てるため、受益者から分担金を徴収する条例について、事業完了に伴う条例廃止の手続がなされておらず、今回、条例の整備を行うため上程するものでございます。

議案集の55ページを御覧ください。議案第30号は、特定防衛施設周辺整備調整交付金事業玖珠町健康ウォーク推進事業活動量計購入契約についてでございます。この議案は、昨年度から取り組んでおります玖珠町健康ウォーク推進事業に係る活動量計購入契約を、東京都豊島区池袋2-43-1池袋青柳ビル7階、株式会社タニタヘルスリンク代表取締役社長、吉澤正樹と締結するため、玖珠町有財産条例第2条の規定により議会の議決を求めるものでございます。なお、購入数は3,600個でございます。

議案集の56ページをお開きください。議案第31号は、町道路線の認定について（その1）でございます。この議案は、玖珠町大字山浦の慈恩の滝線を玖珠町町道認定基準要綱第3条に基づき、町道として認定するため、議会の議決を求めるものでございます。これは、県道菅原戸畑線改良工事の完成に伴い、旧道を町道として認定するものでございます。なお、黄色の表紙の上程議案の参考資料集の

54ページに町道路線認定位置図を掲載しておりますので御覧ください。また、位置図の中で、認定町道と国道210号の間の四角い赤色部分は、歩道部分に当たり、今回合わせて町に移管されるものでございます。

議案集の57ページを御覧ください。議案第32号は、町道路線の認定について（その2）でございます。この議案は、小清原～梅野線ほか6路線を、玖珠町町道認定基準要綱第3条に基づき、農道を町道として認定するため、議会の議決を求めるものでございます。なお、黄色の表紙の上程議案の参考資料集の55ページから61ページに町道路線認定位置図を掲載しておりますので御覧ください。

議案集の58ページをお開きください。議案第33号は、町道路線の廃止についてでございます。この議案は、竹野尾線ほか2路線を、農道の町道移管に伴い、終点が変更されたため、既存町道を一旦廃止するもので、前の議案第32号、町道路線の認定について（その2）に関係したものでございます。

議案集の59ページを御覧ください。議案第34号は、森まちなみ公園の指定管理者の指定についてでございます。この議案は、森まちなみ公園の管理を行う指定管理者の指定が平成28年3月31日をもって満了となるため、引き続き、森地区まちづくり協定運営委員会会長荒木盛男氏に指定管理者の指定を行うため、上程するものでございます。指定期間は、平成28年4月1日から平成33年3月31日までの5年間でございます。なお、黄色の表紙の上程議案の参考資料集の62ページから63ページに森まちなみ公園の概要を掲載しておりますので御覧ください。

議案集の60ページをお開きください。議案第35号は、玖珠町自治公民館の指定管理者の指定についてでございます。この議案は、玖珠町自治公民館117施設の管理を行う指定管理者の指定が平成28年3月31日をもって満了するため、引き続き、各自治公民館施設の所在する自治区の管理による指定管理者の指定を行うため、上程するものでございます。なお、指定管理期間は、平成28年4月1日から平成33年3月31日までの5年間でございます。

議案集の64ページをお開きください。議案第36号は、日出生北部地区コミュニティーセンターの指定管理者の指定についてでございます。この議案は、日出生北部地区コミュニティーセンターの管理を行う指定管理者の指定が平成28年3月31日をもって満了となるため、引き続き、後迫自治区の管理による指定管理者の指定を行うため、上程するものでございます。なお、指定期間は、平成28年4月1日から平成33年3月31日までの5年間でございます。

議案集の65ページを御覧ください。議案第37号は、日出生南部地区コミュニティーセンターの指定管理者の指定についてでございます。この議案は、日出生南部地区コミュニティーセンターの管理を行う指定管理者の指定が平成28年3月31日をもって満了となるため、引き続き、長谷及び小野原4の2自治区の管理による指定管理者の指定を行うため、上程するものでございます。なお、指定期間は、平成28年4月1日から平成33年3月31日までの5年間でございます。

議案集の66ページをお開きください。議案第38号は、日田玖珠広域消防組合規約の変更についてでございます。この議案は、日田玖珠広域消防本部及び日田消防署建設事業の完了による庁舎の移転に伴い、住所変更が生じることになり、当該組合規約の事務所の位置の変更を行うものでございます。

規約の変更につきまして、当該組合を構成しております日田市、玖珠町、九重町の1市2町のそれぞれの議会での議決が必要となりますので、提出するものでございます。なお、黄色の表紙の上程議案の参考資料集の64ページに関係規約の新旧対照表を記載しておりますので御参照してください。

議案集37ページを御覧ください。議案第39号は、玖珠町と日田市との証明書等の交付等に係る事務委託に関する協議についてでございます。この議案は、日田市がおおいた広域窓口サービスに加入するに当たり、証明書等の交付等にかかわる事務を、委託に関する規約により、日田市との間で相互に委託するため、議会の議決を求めるものでございます。なお、議案集の68ページから69ページに別紙で玖珠町と日田市との証明書等の交付等に係る事務の委託に関する規約を記載しておりますので御覧ください。

続きまして、議案第40号は、平成27年度一般会計補正予算（第6号）についてでございます。予算書は別冊となっております。

1ページをお開きください。

一般会計補正予算（第6号）は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3億1,633万円を減額し、歳入歳出それぞれ89億6,838万9,000円といたすものでございます。

今回の補正の主な内容は、次世代教育環境整備基金費に1億円、特定防衛施設周辺整備調整交付金基金積み立てに1億8,362万2,000円、情報セキュリティ強化対策事業に3,845万6,000円、担い手確保・経営強化支援事業に2,780万4,000円であり、そのほか事業費の確定などによる増減を行っております。

2ページをお開きください。

2ページの第1表歳入歳出予算補正であります。歳入につきましては、地方交付税、分担金及び負担金、国庫支出金、繰入金、町債などが主なものとなっております。

3ページを御覧ください。

11款地方交付税は、今回の補正で所要財源を確保するため3,653万9,000円の増額となり、補正後の額は30億4,653万9,000円でございます。

13款分担金及び負担金は、地域用水環境整備事業負担金の減や、災害復旧費負担金の減などによるものであります。補正額は5,526万円の減額となり、補正後の額は3,461万4,000円でございます。

15款国庫支出金は、特防調整交付金の増や保育所等整備交付金の減などが主な要因であります。補正額は8,303万3,000円の増額となり、補正後の額は12億3,704万3,000円でございます。

4ページをお開きください。

19款繰入金は、地域振興基金や文化会館建設基金の減額などによるもので、補正額は2億1,823万4,000円の減額となり、補正後の額は3億6,278万6,000円となっております。

5ページを御覧ください。

22款町債は、広域消防負担金や新中学校建設事業の減などによるもので、補正額は2億850万円の減額となり、補正後の額は8億3,760万7,000円でございます。

6 ページをお開きください。

6 ページの歳出につきましては、総務費、民生費、衛生費、農林水産業費、商工費、土木費、消防費、教育費、諸支出金などが主なものとなっております。

2 款総務費は、情報セキュリティ強化対策事業の実施などにより2,976万7,000円を増額し、補正後の額は14億1,060万1,000円でございます。

3 款民生費は、障害者福祉費の増や施設型給付費の増、特防子ども・子育て支援事業の積立金などの計上が主なものとなっております。6,612万2,000円を増額し、補正後の額は23億9,223万1,000円でございます。

4 款衛生費は、合併処理浄化槽設置整備補助金の減や、特防健康ウォーク推進事業の積立金の計上などが主な内容となっております。1,872万6,000円を増額し、補正後の額は7億531万2,000円でございます。

7 ページを御覧ください。

6 款農林水産業費は、担い手確保・経営強化支援事業補助金の計上や、農地費の減、中山間地域総合整備事業の減などが主な内容となっており、1億2,676万3,000円を減額し、補正後の額は9億6,078万円でございます。

7 款商工費は、企業立地促進助成金の減や地方創生先行型事業の減、豊後森機関庫整備事業負担金の減などが主な内容であり、7,669万5,000円を減額し、補正後の額は1億6,143万1,000円でございます。

8 款土木費は、町道維持管理基金の積み立てや特定防衛施設周辺整備事業費の減などが主な内容となっております。3,237万円を減額し、補正後の額は6億2,063万6,000円でございます。

9 款消防費は、広域消防負担金の減などが主な内容でございます。7,633万7,000円を減額し、補正後の額は4億9,053万8,000円でございます。

10 款教育費は、学力向上推進事業基金の積み立てや、わらべの館図書室運営基金の積み立て、新中学校建設事業の減、(仮称)久留島武彦記念館建設事業の減などが主な内容となっており、2億1,373万4,000円を減額し、補正後の額は11億7,997万5,000円でございます。

8 ページをお開きください。

13 款諸支出金は、次世代教育環境整備基金への積み立てが主な内容となっており、1億円を増額し、補正後の額は1億70万5,000円でございます。

9 ページを御覧ください。

第2表繰越明許費補正につきましては、社会保障・税番号システム整備事業など12事業を追加し、12月補正予算で承認をいただきました農業体質強化基盤整備促進事業を廃止するものでございます。

10 ページをお開きください。

第3表債務負担行為補正につきましては、個人番号カード交付事業費の限度額を設定するものでございます。

続きまして、予算に関する説明書、歳入の主なものについて説明申し上げます。

予算書の14ページからが歳入となっています。

歳入は、地方交付税、分担金及び負担金、国庫支出金、繰入金、町債などが主なものとなっております。

11款1項1目地方交付税3,653万9,000円の増額は、今回の補正に伴う所要財源を確保するため、交付決定額の一部を計上するものでございます。

15ページを御覧ください。

13款2項4目農林水産業費負担金4,628万9,000円の減額は、中山間地域総合整備事業地元負担金の減や、地域用水環境整備事業負担金の減などが主なものでございます。

13款2項7目災害復旧費負担金755万3,000円の減額は、平成27年度発生の補助耕地災害復旧事業費の補助率の変更により、地元負担金を減額するものでございます。

16ページをお開きください。

15款1項1目民生費国庫負担金1,583万円の増額は、認定こども園等の通園に係る施設型給付費の増額などによるものでございます。

15款2項1目総務費国庫補助金1億2,007万8,000円の増額は、特防調整交付金の増額や、地域活性化・地域住民生活等緊急支援交付金の減額、情報セキュリティ強化対策費補助金の計上などによるものでございます。

15款2項2目民生費国庫補助金2,955万1,000円の減額は、保育所等整備交付金の減などによるものでございます。

17ページを御覧ください。

15款2項7目土木費国庫補助金1,811万2,000円の減額は、社会資本整備総合交付金（豊後森機関庫線）事業の減や、地域住宅計画事業の減などによるものでございます。

18ページをお開きください。

16款2項3目衛生費県補助金693万6,000円の減額は、合併処理浄化槽設置整備事業の申請件数の減少に伴い減額するものでございます。

19ページを御覧ください。

16款2項10目災害復旧費県補助金628万1,000円の増額は、平成27年度発生の補助耕地災害復旧事業費の補助率の変更により増額するものでございます。

21ページをお開きください。

19款1項1目繰入金2億1,823万4,000円の減額は、地域振興基金や、特別導入事業基金、文化会館建設基金の減額などが主なものでございます。

20款繰越金2,882万9,000円の増額は、今回の補正に伴う所要財源を確保するため、平成26年度決算剰余金の残額を全て計上するものでございます。

21款1項1目延滞金1,000万円の増額は、決算見込みによるものでございます。

22ページをお開きください。

22款町債2億850万円の減額は、決算見込みによるものでございます。減額の大きな項目といたしましては、農林水産業債で3,000万円の減、7目消防債で6,830万円の減、8目教育債で8,460万円の減などとなっております。

次に、歳出について説明を申し上げます。24ページをお開きください。

2款1項6目電子計算費4,142万1,000円の増額は、国の補正予算で実施する情報セキュリティ強化対策事業などによるものでございます。

26ページをお開きください。

2款1項13目防犯対策事業費629万5,000円の減額は、特防防犯灯設置工事事業費の決算見込みにより減額するものでございます。

29ページをお開きください。

3款1項3目障害者福祉費842万3,000円の増額は、障害福祉サービス介護等給付費の決算見込み等により増額するものでございます。

30ページをお開きください。

3款1項6目国民健康保険事業費177万1,000円の増額は、国民健康保険事業特別会計への繰出金などにより増額するものでございます。

3款1項8目後期高齢者医療費438万9,000円の増額は、大分県後期高齢者医療広域連合への負担金を増額するものが主なものとなっております。

31ページを御覧ください。

3款3項1目児童福祉総務費3,792万8,000円の減額は、認定こども園整備事業補助金の減などにより減額するものでございます。

3款3項2目児童措置費9,281万4,000円の増額は、認定こども園等の通園に係る施設型給付費の増額や、特防子ども・子育て支援事業基金への積立金などによるものが主なものでございます。

33ページをお開きください。

4款1項1目保健衛生総務費3,775万2,000円の増額は、特防健康ウォーク推進事業基金への積立金によるものでございます。

34ページをお開きください。

4款2項3目し尿処理費1,894万7,000円の減額は、合併処理浄化槽設置整備事業の申請件数の減少に伴い減額するものでございます。

35ページを御覧ください。

6款1項3目農業振興費801万3,000円の減額は、中山間地域等直接支払事業の減や、国の補正予算で実施する担い手確保・経営強化支援事業費の計上などによるものでございます。

36ページをお開きください。

6款1項5目農地費6,821万9,000円の減額は、地域用水環境整備事業補助金の減や、農村地域防災

減災事業負担金の減額などが主なものでございます。

37ページを御覧ください。

6款1項10目中山間地域総合整備事業3,840万円の減額は、県営工事負担金の減によるものでございます。

6款2項2目林業振興費818万3,000円の減額は、鳥獣被害防止総合対策整備交付金事業の減や、38ページにございます有害鳥獣捕獲事業奨励金の増などにより減額するものでございます。

39ページを御覧ください。

7款1項2目商工振興費3,166万6,000円の減額は、企業立地促進助成金の減などによるものでございます。

7款1項3目観光費4,452万9,000円の減額は、地方創生先行型交流・定住促進事業の減や、40ページにございます機関庫遮断機整備事業負担金の減などによるものでございます。

8款2項1目道路維持費817万8,000円の増額は、特防町道維持管理基金事業費への積立金によるものでございます。

41ページを御覧ください。

8款2項2目道路新設改良費590万3,000円の減額は、県営工事負担金の減や、決算見込みによる減額などが主なものでございます。

8款2項5目特定防衛施設周辺整備事業費2,806万3,000円の減額は、特防鳥屋藤木線改良舗装を初めとする道路改良事業費を減額するものでございます。

42ページをお開きください。

8款5項1目住宅管理費816万3,000円の減額は、町営住宅の躯体改修事業など事業完了に伴う減額でございます。

9款1項1目常備消防費7,152万2,000円の減額は、日田玖珠広域消防組合負担金の庁舎建設事業にかかわる事業費の減額によるものでございます。

9款1項2目非常備消防費272万9,000円の増額は、消防団員出動回数の増加などによるものでございます。

9款1項3目消防施設費279万5,000円の減額は、特防消防設備整備費の減や防火水槽設置事業費の減などによるものでございます。

43ページを御覧ください。

9款1項4目消防防災費474万9,000円の減額は、ハザードマップ作成委託料の減によるものでございます。

10款1項4目教育向上対策費5,198万9,000円の増額は、特防学力向上推進事業基金への積立金などによるものが主なものとなっております。

44ページをお開きください。

10款2項1目小学校管理費314万8,000円の増額は、八幡小学校や古後小学校の営繕工事費の追加な

どが主なものとなっております。

10款3項4目新設中学校建設事業1億2,083万2,000円の減額は、決算見込みによる減額でございます。

45ページを御覧ください。

10款5項2目社会教育事業費1億7,141万円の減額は、(仮称)久留島武彦記念館建設事業の決算見込みによる減額でございます。

46ページをお開きください。

10款5項7目わらべの館費3,573万3,000円の増額は、特防わらべの館図書室運営基金への積み立てなどが主なものでございます。

47ページを御覧ください。

10款6項7目総合運動公園費995万円の減額は、特防防犯カメラ設置事業の減額などによるものでございます。

48ページをお開きください。

11款1項1目耕地災害復旧費519万6,000円の減額は、補助耕地災害復旧事業費の委託料の減や、工事請負費の減によるものでございます。

13款3項9目次世代教育環境整備基金費1億円の計上は、次世代教育環境整備基金へ積み立てを行うものでございます。

49ページから58ページは、平成27年度玖珠町給与費明細書(補正)でございます。一般会計につきましては50ページから56ページに、水道事業会計については57ページから58ページにかけて記載しております。

以上が一般会計補正予算(第6号)の主なものでございます。なお、別冊資料といたしまして「平成27年度補正予算案(第6号)の概要について」をお手元に配付しておりますので、御覧ください。

議案第41号は、平成27年度玖珠町住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算(第1号)でございます。

今回の補正は、決算見込みによる減額を行うもので、歳入歳出それぞれ3億11万円の減額を行うものでございます。

議案第42号は、平成27年度玖珠町国民健康保険事業特別会計補正予算(第3号)でございます。

今回の補正は、決算見込みによる減額を行うもので、歳入歳出それぞれ3,512万9,000円の減額を行うものでございます。

議案第43号は、平成27年度玖珠町介護保険事業特別会計補正予算(第4号)でございます。

今回の補正は、決算見込みによるものでございますが、歳入歳出の総額については変更ございません。

議案第44号は、平成27年度玖珠町水道事業会計補正予算(第2号)でございます。

今回の補正は、決算見込みによる補正となっており、収益的収入及び支出などの補正を行うもので

ございます。

議案第45号は、平成28年度玖珠町一般会計予算についてでございます。

別冊の予算書を御覧ください。

予算規模につきましては、先ほど述べさせていただきました。説明では、予算総則、第1表歳入歳出予算、第2表地方債とさせていただきます。

予算書2ページをお開きください。

第1表歳入歳出予算でございます。

歳入の主なものにつきまして御説明申し上げます。

1款町税は14億8,582万円で、個人住民税、固定資産税、軽自動車税などの増収が見込まれ、法人住民税の減収見込みなどがあるものの、対前年度比2,389万8,000円、1.6%の増となっております。

6款地方消費税交付金は3億1,080万円で、一般財源分の伸びなどにより、対前年度比2,560万円、9%の増になっています。

3ページを御覧ください。

11款地方交付税は28億6,900万円で、人口減などにより普通交付税が大幅に減少となる見込みで、対前年度比1億4,100万円、4.7%の減となっております。

13款分担金及び負担金は4,252万9,000円で、農林水産業費負担金、地域用水環境整備事業負担金の減などにより、対前年度比3,759万7,000円、46.9%の減となっています。

15款国庫支出金は11億8,150万9,000円で、臨時福祉給付金給付事業補助金の増額などがあり、新規就農総合支援事業の移行や社会資本整備総合交付金の減額などがあるものの、対前年度比1億266万1,000円、9.5%の増となっております。

4ページをお開きください。

16款県支出金は8億6,825万円で、保育対策等促進事業費補助金、認定こども園整備事業補助金の移行、強い農業づくり交付金の減などにより、対前年度比1億8,315万円、17.4%の減となっております。

18款寄附金は2,041万5,000円で、ふるさと応援寄附金の増収見込みにより、対前年度比1,954万円の増となっております。

19款繰入金は6億1,685万7,000円で、財政調整基金や、新たに積み立てた学力向上基金からの繰り入れの増により、対前年度比1億2,235万1,000円、24%の増となっております。

5ページを御覧ください。

22款町債は5億5,110万6,000円で、広域消防負担金などの減により、対前年度比4億5,750万1,000円、45.4%の減となっております。

続きまして、歳出の説明でございます。6ページをお開きください。

1款議会費は1億1,096万9,000円で、対前年度比1,172万3,000円、9.6%の減でございます。

2款総務費は13億1,036万7,000円で、一般管理費などの減により、対前年度比3,004万7,000円、

2.2%の減となっております。

3款民生費は23億8,241万円で、臨時福祉給付金事業、国保等特別会計繰出金などの増により、対前年度比8,569万2,000円、3.7%の増となっております。

4款衛生費は7億4,098万円で、簡易水道繰出金などの増により、対前年度比5,379万6,000円、7.8%の増となっております。

7ページを御覧ください。

5款労働費は139万8,000円で、緊急雇用創出事業の終了により、対前年度比386万2,000円、73.4%の減となっております。

6款農林水産業費は7億3,772万5,000円で、農業参入企業施設等整備補助事業の終了による減などで、対前年度比2億6,950万3,000円、26.8%の減となっております。

7款商工費は2億3,091万8,000円で、工業団地進入路工事の増などにより、対前年度比4,143万6,000円、21.9%の増となっております。

8款土木費は5億1,133万3,000円で、社会資本整備総合交付金事業の減などにより、対前年度比1億2,267万2,000円、19.3%の減となっております。

9款消防費は3億966万5,000円で、日田玖珠消防本部施設整備負担金の減などにより、対前年度比2億5,264万9,000円、44.9%の減となっております。

10款教育費は13億1,256万3,000円で、新中学校建設事業費の減、(仮称)玖珠町立博物館改修事業の増などにより、対前年度比3,309万8,000円、2.5%の減となっております。

8ページをお開きください。

11款災害復旧費は1,731万4,000円で、対前年度比343万9,000円、24.8%の増となっております。

9ページを御覧ください。

第2表地方債でございます。認定子ども園整備事業を初め各種事業の借り入れ計画につきましては、優良債であります過疎対策事業債及び辺地対策事業債などを予定しております。臨時財政対策債を含め、借入限度額を5億5,110万円とするものでございます。

以上が平成28年度一般会計予算の概要でございます。別冊資料といたしまして、「平成28年度当初予算案の概要」をお手元にお配りしておりますので、御参照ください。

なお、詳細につきましては、今定例会で設置されます予算特別委員会で御説明申し上げます。

次に、議案第46号から第51号までの6議案につきましては、平成28年度の特別会計及び企業会計予算についてでございます。通年予算を編成しておりますが、具体的な説明は割愛させていただきますので、よろしくお願いいたします。

以上をもちまして、町政に係る諸般の報告、新年度の町政の施政方針、議案の提案理由の説明を終わらせていただきます。御審議のほど、よろしくお願いいたします。

なお、今議会におきまして、先ほど議会運営委員長の報告にありましたように追加議案を提出させていただきますので、よろしくお願いいたします。

○議長（秦 時雄君） 町長の諸般の報告並びに予算編成方針、提案理由の説明を終わります。

日程第6 請願並びに陳情の上程（陳情2件）

○議長（秦 時雄君） 日程第6、請願並びに陳情の上程を行います。

お手元に配付しています文書表のとおり、陳情2件が提出されております。これを上程したいと思います。異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦 時雄君） 異議なしと認めます。

よって、陳情2件は上程することに決しました。

日程第7 委員会の継続審査結果の報告並びに委員長報告に対する質疑

○議長（秦 時雄君） 日程第7、委員会の継続審査結果の報告並びに委員長報告に対する質疑を行います。

最初に、基地対策特別委員会の報告を求めます。

基地対策特別委員会委員長繁田弘司君。

○基地対策特別委員長（繁田弘司君） 基地対策特別委員会報告（閉会中）。

平成27年第5回玖珠町議会定例会において、基地対策特別委員会に閉会中の継続審査の付託を受けた件につきまして、その結果を報告いたします。

平成28年2月4日、執行部出席のもと、特別委員会を開催しました。

1、日出生台演習場米軍実弾射撃訓練について。

①米軍訓練日程・規模について。

日程、米軍到着、平成28年2月7日から2月9日、射撃訓練期間、2月15日から25日、11日間のうち9日間。

米軍撤収に当たっては、28年3月2日から4日までの間に撤収をするということであります。

訓練部隊は中隊レベル、人員は約200名、車両約60両、砲数6門。

②対策本部・現地対策本部について。

設置場所を役場基地対策室内、さらに6班編成により対応。設置期間を28年1月18日から米軍撤収完了まで。

現地対策本部として、日出生南部地区コミュニティーセンター。設置期間を平成28年2月7日から撤収完了まで。日直・夜間の2交代制とし、常時2名が本部業務を行う。

③対策本部の安全対策について。

総括班、総務班、広報班、周辺巡回班、環境班、児童生徒対策班の6班を設置して、地域住民の不

安解消と生活の安定を確保していくと説明を受けました。

その後、委員より、①現地対策本部の常駐が午後9時までとなっているが、それ以降は職員を配置しないのか。②訓練の告知方法について、ホームページやSNS、ツイッター、フェイスブック、LINEなどを通じて周知できないかとの質問があり、執行部より、①について、現地対策本部については、射撃訓練の時間は使用協定により午前7時から午後9時までとなっている。九州防衛局との覚書では、午後8時までとなっていますが、町の取り組みとして対策本部は午後9時までとしています。②について、訓練の告知、全町的には「広報くす」で周知をしていますが、訓練内容などについては、訓練日の前日の午後8時ごろにしか情報が入らないため、今後ホームページへの掲載を含め、まちづくり推進課と協議していきますと回答がございました。

2、今後の取り組みについて。

小野原・日出生本村自治委員との意見交換会、戦車道沿線協議会との意見交換会を米実弾射撃訓練終了後に実施することとしました。

3、その他。

委員より、①駐屯地に200名の隊員が増員配置されるという話を聞くが、詳しい説明をお願いしたい。②国東市が弾薬庫の誘致を国に要望しているが、玖珠町も検討の余地があるのではないかと。③隊員の増員について、教育などの環境整備を考えないと、隊員だけの単身赴任者が多くなるのではないかと。家族で玖珠に来られるような環境づくりが重要と考えるがどう思うかとの問いに、執行部より、①駐屯地の増員については、輸送学校の陳情の際に総務省から、隊員・家族を含めて200人規模と聞きましたが、正式な発表ではありません。②国東市の弾薬庫、どのような要求をするのかを含めて、検討していく必要があります。③地方創生事業などで教育的な取り組みを重点的に行っていきますと回答がありました。

また、要望として防衛関係でいろいろな情報を聞くが、信憑性の確認が必要だと考えられることから、さらに情報収集に努めてもらいたい。また、米軍実弾射撃訓練が来年も計画されているので、マンネリ化に十分気をつけながら、町民の安全に配慮してほしい旨を執行部に伝えました。

委員会としては、基地問題の対応について、執行部とともに、問題解決に向けて努力することを確認し、本委員会は引き続き継続審査とすることに決しました。

以上です。

○議長（秦 時雄君） 基地対策特別委員会委員長報告に対する質疑はありませんか。

（なし）

○議長（秦 時雄君） なしと認めます。

基地対策特別委員会委員長報告に対する質疑を終わります。

次に、中学校統合特別委員会の報告を求めます。

中学校統合特別委員会委員長宿利忠明君。

○中学校統合特別委員長（宿利忠明君） 平成27年第5回玖珠町議会定例会において、中学校統合特別

委員会に閉会中の継続審査の付託を受けた件につきまして、平成28年2月10日、執行部出席のもと、特別委員会を開催しましたので、その結果を報告いたします。

執行部より資料に基づき、次の説明がありました。

1、経過報告として。

①中学校統合特別委員会の開催状況について。

②新中学校開校推進協議会及び部会の進捗状況について。

2、付議事項として。

①施設整備事業に伴う概算事業費及びスケジュールについて。

②施設整備事業に係る全体配置計画及び校舎内配置計画案について。この資料につきましては、皆さんに配付いたしましたので、詳細は略させていただきます。

質疑応答は次のとおりです。

(問) 体育施設の実施設計は何年度か。

(答) 平成28年度です。

(問) 森中の第二グラウンドの使い道はどう考えているのか。

(答) 部活が多様になることから活用も考慮したが、学校の先生方の意見には、新中学校のグラウンドに人工芝が必要なのかと、部活の行き帰りや管理に対する厳しい意見もあり、現時点では結論が出ていません。

(問) 玖珠中の町民体育館の機能をこちらに置きかえるのか。

(答) 玖珠中の跡地利用を含め未定です。学校開放の上では中心になると考えています。

(問) 社会体育など学校開放の関係は、コミュニティ・スクール部会で協議していくのか。

(答) 部活の指導者等については、コミュニティ・スクール部会の中で学校のニーズに合わせ、地域の方をお願いをしなければならないと考えています。また、教育活動部会でも協議が必要と考えています。

(問) テニスコートが駐車場になる計画のようだが、そのことについて意見は出なかったか。

(答) 生徒や保護者等に行ったアンケート調査では、かなりの要望がありました。しかし、施設の管理上、こちら側に駐車場を確保したいという事情もあり、こういう計画になりましたが、テニスコートは、第二グラウンドでもつくることは可能であり、部会の協議で決まればそのようにしたいと考えます。

(問) 校旗、校歌については、デザインや作詞作曲はプロに任せるのか。

(答) 校歌の作詞作曲は、プロに任せるか公募にするのか、現在のところ決まっていますが、予算的には全部任せた場合を計上しています。校旗のデザインについても同じですが、今後検討していきます。

(問) 人工芝を施工した場合のコスト比較を示してほしい。

(答) コスト比較はまだできていませんが、人工芝を敷くと使用上の制約が多くなるとの意見が多

くあります。氷やほこりの立たない新しい技術の土を使用すれば、ある程度対応できるので、そういった技術での対応も検討しています。

(問) モデルコストの事業費は、かなり前の積算と思うが、人件費や資材費の上昇が考えられる中で、隣接する町の保育園のように建設単価が上がり、総事業費が1.5倍になるようなことはないか。また、基金・過疎債などの財政的な対応はどうか。

(答) 比較資料は平成27年1月現在で積算したものです。その際もオリンピック需要などある程度の高騰は加味した積算でしたが、それが十分であるかどうかは現時点では何とも言えませんので、基本設計でも加味しているところです。財源としては、基金8億円、一般財源のうち全くの一般財源が3億円程度、過疎債が6億5,000万円程度、あと補助金が10億円弱を予定しています。

(問) 内装は木質化すると聞いたが、準備はできているのか。また、現在の教員数と合併後の教員数はどの程度差があるのか。

(答) 町有林の管理をしている玖珠郡森林組合に木材の確保を依頼しており、設計ができ次第、必要な数量を確保することにしています。ただ、木質化については、どこまでするのか、いろいろな議論があり、リスクがある場合には使わない方向で検討しています。

教員数は、現在74名ですが、統合時の定員は40名弱になる見込みです。本委員会としては、概算費用の算出や基本設計に着手していることに加え、議員が入った部会も動き出したことから、審査を継続するか、常任委員会または全員協議会に移行するのか、次回の特別委員会で継続をして検討することとしました。

以上で中学校統合特別委員会の報告を終わります。

○議長(秦 時雄君) 中学校統合特別委員会委員長報告に対する質疑はありませんか。

(なし)

○議長(秦 時雄君) 質疑なしと認めます。

中学校統合特別委員会委員長報告に対する質疑を終わります。

以上で、継続審査の報告並びに委員長報告に対する質疑を終わります。

お諮りします。議案第1号、議案第21号、議案第38号、議案第40号から議案第44号までの8議案は、議会運営委員会委員長より報告がありましたように、専決処分案件、条例の一部改正案件、消防組合同規約変更案件、平成27年度玖珠町一般会計、各特別会計、水道事業会計の補正予算案件であります。

議案の性格上、また、年度末を控え、予算執行上、喫緊を要する案件でありますので、委員会付託を省略し、直ちに本日の議題といたしたいと思いますが、異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(秦 時雄君) 異議なしと認めます。

よって、議案第1号、議案第21号、議案第38号、議案第40号から議案第44号までの8議案は、委員会付託を省略し、直ちに本日の議題とすることに決定をいたしました。

ここで昼食のため休憩をいたします。

なお、午後1時より再開をいたします。

午前11時51分 休憩

△

午後1時00分 再開

○議長（秦 時雄君） 休憩前に引き続きまして、会議を再開します。

日程第8 質疑・討論・採決

（議案第1号、議案第21号、議案第38号、議案第40号から議案第44号）

○議長（秦 時雄君） 日程第8、これより質疑・討論・採決を行います。

初めに、議案集1ページです。議案集1ページをお開きください。

議案第1号、専決処分の承認を求めることについて、玖珠町税条例等の整備に関する条例について質疑を行います。

関係資料は、黄色の参考資料集1ページであります。

質疑はありませんか。

（なし）

○議長（秦 時雄君） 質疑なしと認めます。

議案第1号の質疑を終わります。

次に、次に議案集39ページです。

議案第21号、玖珠町基金条例の一部改正について質疑を行います。

関係資料は、黄色の参考資料集30ページ、31ページです。

質疑ありませんか。

5番中尾 拓君。

○5番（中尾 拓君） 5番中尾でございます。

基金条例の中に、特定防衛施設資金を使つてするというのはわかるんですけども、具体的にこの基金でどういう教育方針の支援に向上のために使うのですか。

それと、町長が定める額とありますが、これはどのくらいを想定している、その都度、町長が覚えて定めていいものでしょうか。何か決まりが、規則等があるのでしょうか、お聞きします。

○議長（秦 時雄君） 長尾教育総務課長。

○教育総務課長兼新中学校開校推進室長（長尾孝宏君） この基金の造成の目的という部分の中で、まず、私どものほうの学力向上対策のほうを申し上げます。

この基金につきましては、小・中学校に職員を配置することによって、学習環境の改善で児童・生徒の学力向上を図るというものであります。

具体的には、臨時的任用の職員になるんですが、小・中学校を対象とした確認テスト、年4回行い

ます。この部分の問題作成であったり、分析、対策を練ったりという部分で1名を雇用するようにしております。また、教科担任制の導入や習熟度別授業のほうに対応するために、専科教員の雇用を行いたいということで、これについては年間おおむね4名の雇用を考えております。

さらに、支援を必要とする児童・生徒に対して、個々に応じた生活・学習支援を行うということで、特別支援教育支援員ということで、支援員を20名ほど年間に雇用をする計画を持っております。

基金の造成につきまして、本年度から36年度までの10カ年、合計で2億9,500万余りを計画をしているところでございます。この部分に若干の運用益を加えて、2億9,582万5,300円というのが基金造成の目標額になっております。この基金を平成28年度から37年度の10カ年で処分して使うということにしております。事業そのものの総事業費は10カ年で3億5,800万ほどになっておりますが、うち、2億9,500万余りをこの基金のほうで賄うというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（秦 時雄君） ほかに質疑ありませんか。

10番河野博文君。

○10番（河野博文君） 大体同じ質問だったんですけども、2番目のわらべの館の図書室の運営基金のほうについても、具体的に内容がわかれば教えてもらいたいなと思っています。

それから、今言われた学力向上推進事業基金は、今言われた内容に、ほかの部分も学力の向上のために充てるための経費をまだこれから10年間の間に考えられていく内容のものも出てくるか、その辺、お聞かせください。

○議長（秦 時雄君） 渡辺社会教育課長。

○社会教育課長兼中央公民館長兼わらべの館館長（渡辺克之君） 河野議員さんの質問にお答えをいたします。

わらべの館図書室運営基金でございますが、事業目的といたしましては、図書管理システムを刷新し、図書業務従事者の雇用、それと移動図書館車の運行を通して、社会教育の基盤となる図書を広く町民に提供し、読書の振興を図ることを目的としております。

内容につきましては、図書管理システムの導入及び保守、図書館業務従事者の雇用、移動図書館車の運行経費というようなものを予定しております。

基金につきましては、3,570万円を予定しておりまして、事業といたしましては、28年度から平成33年度までの6カ年、実質的には5カ年というような形になろうかと思いますが、そういう形で予定しております。

主な内容といたしましては、先ほど申し上げましたが、図書管理システムの導入及び保守、図書館業務の従事者の雇用、移動図書館車の運行等の経費を予定しております。

以上でございます。

○議長（秦 時雄君） 長尾教育総務課長。

○教育総務課長兼新中学校開校推進室長（長尾孝宏君） 学力向上に関するその他の取り組みがあるか

ということでありますが、平成28年から30年の間に進めようということで、今、策定をしました第3次玖珠町学力向上推進計画の中では、これ以外の部分での位置づけはございません。

ただし、支援員、専科教員については、この計画よりも人数がふえる部分がございますので、それについては事業として取り組むようにしております。

以上でございます。

○議長（秦 時雄君） 10番河野博文君。

○10番（河野博文君） 学力向上の基金があって、運営していく中で、やはり10年間という中で改善したらいいなというようなところが出てくるかもしれないんですよね。そういうときに、柔軟に対応できるような形の基金のほうを考え方としていいんじゃないかと思うんですけども、もう最初こう決めたから、それだけにずっといくとかいうんじゃないかと、途中で修正をできるような形の基金にしておいたほうがいいんじゃないかなと思うんです。

○議長（秦 時雄君） 長尾教育総務課長。

○教育総務課長兼新中学校開校推進室長（長尾孝宏君） 防衛の絡みがございまして、その辺の協議も適宜進めていきたいというふうに思っております。

○議長（秦 時雄君） ほかに質疑ありませんか。

9番石井龍文君。

○9番（石井龍文君） 学力向上のほうで20名の特別支援員というふうに言われましたが、どういう支援の先生なのか、ちょっと聞かせてください。

○議長（秦 時雄君） 長尾教育総務課長。

○教育総務課長兼新中学校開校推進室長（長尾孝宏君） 特別支援教育支援員というのは、支援が必要な、身体であったり、そういった精神的な部分であったりといったハンデを持っている児童・生徒がおります。その子供に寄り添うような形で、生活上の部分であったり学習面の支援をすると、あわせて、支援員がいない部分の中では、かなりその児童・生徒に対する部分で先生が力を注がなきゃいけない部分があったりするので、そこら辺の部分もカバーしていくというふうな部分を担っているというふうに考えております。

○議長（秦 時雄君） 9番石井龍文君。

○9番（石井龍文君） 小・中学生を対象ということになりますが、幼稚園、それから保育園も——保育園はちょっと違うのかなと思うんですけども、今、こども園へ移行しまして、こども園の中でもそういう子供がいる部分があるんですが、ここら辺の支援については何か検討している部分がありますでしょうか。

○議長（秦 時雄君） 長尾教育総務課長。

○教育総務課長兼新中学校開校推進室長（長尾孝宏君） 町立の幼稚園につきましては、ここ数年間、配置をしております。この事業に関しては小・中学校対象ということにしておりますが、実際、必要があれば配置をしているところです。

こども園につきましては、基本的には福祉のほうの事業になりますので、うちのほうからのこういった配置はしていませんが、将来的に、就学前教育のために配置するほうが必要であるというような判断があれば、配置も検討していかなきゃいけないというふうに考えております。

○議長（秦 時雄君） ほかに。

9番石井龍文君。

○9番（石井龍文君） 今、この前の部分ですが、ぜひとも検討していただきたいなと思っております。前向きをお願いします。

○議長（秦 時雄君） 5番中尾 拓君。

○5番（中尾 拓君） 中尾でございますが、先ほど質問をいたしましたけど、今、課長が答弁していただいたことについては、詳細に規則か規定か何かで定めておるんですか。お伺いしたいと思います。

○議長（秦 時雄君） 5番中尾 拓議員、金額についてではなくて……

○5番（中尾 拓君） 詳細、今の課長の説明の内容を規則か何か、規定か何かで定めておるんですかという。

○議長（秦 時雄君） 長尾教育総務課長。

○教育総務課長兼新中学校開校推進室長（長尾孝宏君） この基金を施行するに当たっての施行規則につきましては、教育委員会規則で別に定めております。

先ほど申し上げましたけれども、こういった人員を配置することにつきましては、学力向上計画の中に盛り込んでおります。

以上であります。

○議長（秦 時雄君） ほかにございませんか、質疑。

（なし）

○議長（秦 時雄君） 質疑なしと認めます。

議案第21号の質疑を終わります。

次に、議案集66ページです。

議案第38号、日田玖珠広域消防組合規約の変更について質疑を行います。

関係資料は、黄色の参考資料64ページです。

質疑はありますか。

（なし）

○議長（秦 時雄君） 質疑なしと認めます。

議案第38号の質疑を終わります。

次に、議案第40号、平成27年度玖珠町一般会計補正予算（第6号）について質疑を行います。別冊となっております。予算書をお開きください。

最初に2ページ、第1表歳入歳出予算補正、歳入から8ページ歳出最後まで質疑はありますか。

2番大野元秀君。

○2番（大野元秀君） 2番大野です。

平成27年の第5回玖珠町定例議会追加議案において、JNC株式会社の造成工事にかかわる土砂流出の状況説明のほう全員協議会の中でありました。その内容としては、JNC株式会社が玖珠町大字山浦字大原野のほうに現地法人株式会社みらいの畑を設立し、高糖度のトマトの生産販売を行う拠点として、K氏と1.61ヘクタールの賃貸借契約を締結する内容で造成を行うものでありました。

しかし、この造成工事の途中で、昨年8月25日に台風があり、造成した土が流出し、株式会社KDファームのトマトハウス内の中に行ったため、補償問題が起きました。全員協議会では、金額512万4,000円が玖珠町の全責任となっています。造成工事の途中であり、竣工検査も終わっていない、また、台風においても、現在の情報時代の中では一定の災害予測も想定できる中で業者の責任はないのかと、また、現地を見る中で災害対策ができたと思われる旨の意見がありました。

業者負担を負わせるべきではないかとの話があり、町長の話では、JNC株式会社は28年4月に向けて動いており、早急にこの問題の解決に向けて動きたいと業者責任については弁護士と相談する中で考えていきたいとの話でした。

今回の補正予算には業者負担はどこに計上されているのか、お聞きしたいのと、また、弁護士との話の結果はどうなったかというのをお聞きしたいのですけど。

○議長（秦 時雄君） 湯浅農林業振興課長。

○農林業振興課長兼農業委員会事務局長（湯浅詩朗君） お答えいたします。

業者責任につきましては、基本的には12月のときに私どものほうで示しましたとおり、町の責任ということになっております。ただ、その中で、町長の答弁の中で信義則等の業者と町との関連についての内容につきましては、私どももずっと協議をしてまいりました。弁護士との協議もありましたが、基本的にはこれについても今の状況でいくということで、業者責任についての補正予算は計上をさせていただいておりません。

以上であります。

○議長（秦 時雄君） よろしいですか。質疑ありますか。

2番大野元秀君。

○2番（大野元秀君） 2番大野です。結論的には業者責任は負わないということでよろしゅうございますか。

○議長（秦 時雄君） 湯浅農林業振興課長。

○農林業振興課長兼農業委員会事務局長（湯浅詩朗君） そういうことであります。

○議長（秦 時雄君） ほかに質疑。

12番藤本勝美君。

○12番（藤本勝美君） ちょっと議長のあれには沿わないかと思うが、ちょっと早まっていきよるから、私も関連で質問します。

今までこういうことは、多々あっちこっちの工事、一般土木であろうが何であろうが、こういったことは事案的には出てくるのではなかろうかと思う。それが、これが引き金になって、あのときはせんだったやないかというような話になっていって大丈夫ですか、今後のいろんな事業で。それで、あのとき、もう1人の先ほどの大野議員も言いましたが、何人かの議員もそう思っていると思います。弁護士と相談して、それで、お互い意思の疎通を図りたいというようなことを言っておりましたが、弁護士なんか全然、もう少し具体的にどういったことの説明があったか、説明をもらいたいと思います。

○議 長（秦 時雄君） 朝倉町長。

○町 長（朝倉浩平君） 今回の場合ですね、お答えさせていただきます。明確なですね責任を町のほうがやるということを、明確なですね判断のもとでそういう責任があるということで、そういうことの業者責任を追及しませんでした。

そしてですね、将来のことにつきましてですね、そこにおいて、明確な町の責任あればですね、それはもう対応しなきゃいけないですけども、こういうケースはですね余りないんじゃないかというふうに認定します。

弁護士のほうもですね、これにつきましてはですね、町の明確な責任があるという判断で今回の補正予算には追記しないという状況でございます。

○議 長（秦 時雄君） 12番藤本勝美君。

○12番（藤本勝美君） いや、今回のことはもうこれでめったにないことだから、これ以後はないんじゃないかろうかと、心配はないというようなことのようにですが、それは絶対、私は考えられないと思います。いつ、いかなるときに、こういった問題は必ず起きてくると思います。しかも、こういうことを話したときに、弁護士と、台風が来るのはわかっとなるねん。その措置ができないちいうのは、これはいかななものかと思います。

それと、この案件に対してですね、これはちょっと私の勘違いではないと思いますが、3役の——町長いいですか、給与減額というような、みずからそういった何と言いますか罰則と言いますか、受けておりますが、こういったもので職員にはどうなっておりますか。職員にそういったことを与えておるようなことになってはおらんでしょうね。なっておるようなことがあれば、私はそれはいかななものかなと。

○議 長（秦 時雄君） 朝倉町長、自席から。

○町 長（朝倉浩平君） 職員につきましてはですね、課長にですね文書を渡しました。担当の係員には口頭でですね注意、私と副町長で別々で口頭で注意をさせていただいた、このような内容ということでさせていただきました。

以上でございます。

○議 長（秦 時雄君） 今3回目ですね。

これは補正予算の関係であります。そして、質疑ということで、議題になっている事件に対して行

うものでありますから、現に議題になっている事件に対して疑問点をたずねるものでなければなりません。自己の意見を述べることはできないということです。これがあります。

○12番（藤本勝美君） 自己の何。

○議長（秦 時雄君） ほかに。

○12番（藤本勝美君） 自己の意見を言いよるんじゃないですよ。

○議長（秦 時雄君） 補正予算について、12番の藤本勝美君。どうぞ。

○12番（藤本勝美君） それでね、これは予算的にはまだ、議長、そこまでいっとらんうちに大野議員が質問したからね、関連だから私もここで言ったんですけどね、発注した町長部局の3役は罰則をとってね、ほって、職員には厳重忠告というようなことを今聞きましたが、そういうことは、やっぱりこれは罰則ですわね。そういうことが発生しておって、全く当事者にはないというのいかなものか。だから、こういうことを今後ですね、これは私もこれで納得したわけではございませんが、今後ね、こういった事案は起きると思います。だから、そこらを十分検討して対処してください。よろしくをお願いします。

○議長（秦 時雄君） ほかにありませんか。

6番中川英則君。

○6番（中川英則君） 12月の全員協議会の中で、今、大野議員が言われたように、藤本議員も言われたんですが、弁護士と相談して補正に上げるという、相談するというものですから、あれば今3月議会の補正に上がるという部分でありました。

ですから、その質問をしているわけなんですけど、ちょっと農林課長に、今回上がってないんで、農林課長にお聞きしたいんですが、多分、町長は直接弁護士と相談することにはならないというふうに思っていますので、多分、農林課長がしたと思うんですが、どういう内容で、いつ、どんな内容で弁護士と相談して、町長はそういう結論したと言われたんで、いつ、どのようにしたかという分をちょっとお聞きしたいと思います。

○議長（秦 時雄君） 湯浅農林業振興課長。

○農林業振興課長兼農業委員会事務局長（湯浅詩朗君） お答えします。

弁護士とは事故後にはずっと協議をしまっていました。12月議会を終了しましてから、私と町長と一緒に弁護士のところに行きまして、その協議をして、この問題については、町の全体的、全面的な責任ということでいくということで協議を終了しました。これは、大変申しわけありません。日にちが1年半ばかり終わりぐらいだったと思いますが、そういうふうな経過であります。

○議長（秦 時雄君） 朝倉町長。

○町長（朝倉浩平君） 前回の議会ですすね承認していただいた農協とのすすね和解となりまして、その弁護料の支払いにつきましてすすね、お礼とすすね、そのときにお伺いしてお話しさせていただきました。

○議長（秦 時雄君） ほかに質疑はありませんか。

(な し)

○議 長(秦 時雄君) 次に、9ページ、第2表繰越明許費補正から10ページ、第3表債務負担行為補正まで質疑を行います。

質疑ありませんか。

2番大野元秀君。

○2番(大野元秀君) 繰越明許費補正の中で伺います。7番商工費の商工費、伐株山休憩舎整備事業の中の318万8,000円というのは、内容をお願いします。

○議 長(秦 時雄君) 穴本まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長(穴本芳雄君) 大野議員の御質問にお答えしますが、これは備品製作委託、いわゆるテーブル、椅子をドーンデザイン研究所とずっと今まで、水戸岡さんとも話をしてきた部分がこの3月いっぱいではこれは難しいという話になりましたので、繰り越しさせていただきたいということでございます。

以上でございます。

○議 長(秦 時雄君) ほかに質疑ありませんか。

(な し)

○議 長(秦 時雄君) 次に、12ページ歳入歳出補正予算事項別明細書、総括歳入から13ページ歳出まで質疑ありませんか。

(な し)

○議 長(秦 時雄君) 次に、歳入に入ります。

14ページ歳入、1款町税から15ページ14款使用料及び手数料、最後まで質疑はありませんか。

5番中尾 拓君。

○5番(中尾 拓君) 16ページでございますけど。

○議 長(秦 時雄君) 15ページ、14款までです。

○5番(中尾 拓君) 失礼しました。

○議 長(秦 時雄君) よろしいですか。ほかに質疑はありませんか。

(な し)

○議 長(秦 時雄君) 次に、16ページ、15款国庫支出金から、20ページ、16款県支出金、最後まで質疑はありませんか。

5番中尾 拓君。

○5番(中尾 拓君) 16ページでございますけど、総務費国庫補助金、これにですねここがちょっと補正前の金額に比べて補正額が大きいわけでございますけど、その理由を詳細にお聞きしたいのと、地域活性化、地方創生先行型の2,494万5,000円、これは具体的にどういう申請した補助金が減ったのか、お聞きしたいと思います。

○議 長(秦 時雄君) 衛藤総合戦略室長。

○総合戦略室長（衛藤 正君） 地域活性化・地域住民生活等緊急支援交付金、地方創生先行型の分ですが、この減額につきましては、9月補正のときに計上しました上乘せ交付金、取れたときはやって、取れないときはできませんということで申請した2件の1件は全額落とされ、もう1件のグランドデザイン事業については半額にされたということで、認められた分だけを残し、あとは減額とさせていただきます。

以上です。

○議長（秦 時雄君） 麻生総務課長。

○総務課長（麻生太一君） 総務費の増額の大きな理由でございますけれども、16ページ、15款2項1目総務費国庫補助金の右側の欄でございますけれども、特防調整交付金、こちらのほうが1億3,600万円を超える増額でございます。この内容につきましては、SACO分の第2次査定、その精算で額が確定したということでございます。これが一番大きな要因です。

○議長（秦 時雄君） ほかに質疑はありませんか。

（なし）

○議長（秦 時雄君） 次にまいります。

次に、同じく20ページ、17款財産収入から22ページ、22款町債、最後まで質疑はありませんか。

（なし）

○議長（秦 時雄君） よろしいでしょうか。

それでは次にまいります。

次に、歳出に入ります。

23ページをお開きください。

23ページ、1款議会費から34ページ、4款衛生費、最後まで質疑はありませんか。

12番藤本勝美君。

○12番（藤本勝美君） 26ページの防災対策事業費、この629万5,000円、これ何か先ほどの説明では防犯灯の減額のようにお聞きしたんですが、この防犯灯とは、かなりあちこちの申し込みがあつておるんであろうが、各地域の要望を本当に満たして減額ですか。そこまで要望をクリアしての、個人への減額とかいうのならわかるんですが、どういったものでしょうか。

○議長（秦 時雄君） 藤林環境防災課長。

○環境防災課長兼基地対策室長（藤林民也君） 防犯灯対策事業費につきましては、工事請負費でありまして、工事費の減となります。この事業につきましては、平成27年度から、自治区が管理している蛍光灯の防犯灯をLED化にかえて、電気料の軽減を図り、自治区の負担を幾らでも少なくしようということで、本年度からやっております。

27年度は僻地からということで、大字日出生、大字古後、大字山浦の自治区を対象に、自治区が管理しております防犯灯で、蛍光灯の防犯灯についてLEDに交換するというものであります。

平成25年に各自治区に防犯灯の設置数をアンケートによって調査をもらっております。当初予算の

段階でその調査結果をもとに、予算のほうを編成をしておりましたが、本年度実施に当たって、実際、自治区のほうに入って調査をいたしました結果、自治区のほうは個人の軒先とか、そういうのも全部上げておった関係で、自治区で管理しておる防犯灯の蛍光灯について設置の箇所数がかなり減額になりました。

それと、あと工事の入札減等もありまして、工事請負費のほうが大幅に減額となったような状況になっております。

以上です。

○議長（秦 時雄君） 12番藤本勝美君。

○12番（藤本勝美君） 大体の申し込みのあったところはクリアできたということをお聞きすると、私はこれはもう何年前前にですね、今言われたLEDに早くせんかといったことを一般質問で言ったことがございます。やっとLED化するようになったようでございますが、こういった予算がですね余れば、なるべく早目には、これはもう年度が変わりますので間に合いませんけど、早目に、工事費の減額というようなことでございますが、なるべく多くですね広げていただきたいなど。

○議長（秦 時雄君） 藤林環境防災課長。

○環境防災課長兼基地対策室長（藤林民也君） 本年度の工事の設置箇所につきましては、それぞれの自治委員さんに自治区で管理している防犯灯、九電からの領収書等で確認をいたしまして、要望に添う、自治区が設置している防犯灯について全てLEDにかえられた——今年対象の地区ですね、そう思っております。

以上です。

○議長（秦 時雄君） ほかに質疑ありませんか。

（なし）

○議長（秦 時雄君） よろしいですか。

次に、同じく34ページ、6款農林水産業費から43ページ、9款消防費、最後まで質疑ありませんか。43ページまでですね。よろしいでしょうか。

（なし）

○議長（秦 時雄君） 次にまいります。

次に、同じく43ページ、10款教育費から48ページ、13款諸支出金、最後まで質疑はありませんか。時間はありますのでごゆっくり。

（なし）

○議長（秦 時雄君） それでは、全体を通して質疑はありませんか。

12番藤本勝美君。

○12番（藤本勝美君） 何カ所か出てまいります中山間地直接支払事業の減額が多いようですが、この要因は、中山間地を脱退したんでこうなったのか、そこらをちょっと説明をいただきたい。

○議長（秦 時雄君） 35ページですかね。

○12番（藤本勝美君） 35ページも、その前もあったんじゃないかな。

○議長（秦 時雄君） 湯浅農林業振興課長。

○農林業振興課長兼農業委員会事務局長（湯浅詩朗君） お答えいたします。

この中山間直接払い事業であります、これにつきましては、27年度から第4期の工事、5カ年ということで、昨年と算定等が改める年となっております。その中で今年度は、昨年まで93集落協定を結んでおったところが85、これは自分たちでもう管理ができないので脱退というのがあります。それと、集落の中で山間部に近いところはもう管理ができないので、これは除外してくれという項目、それと、制度が始まりまして16年目になりますが、測量等の精度が上がってきたことにより、認められたり除かれたりというのが若干あって、全体的に金額が減額となっております、要因としてはそういうふうな内容で減額となっております。

以上です。

○議長（秦 時雄君） ほかに質疑ありませんか。

9番石井龍文君。

○9番（石井龍文君） 今の部分ですが、指定を外した部分がいつの時期に外したのか、ほて、地元で報告をしたのがいつだったのか、この差があって、地元が結構、不満に思う部分があったんじゃないかな。もう早く設定、決まっていたんなら、もう早く除外になりましたという報告をしていただかないと、地元はもう通っちゃうもんだと思っちゃうと、実際はふたあけたらもうぎりぎりアウトやったとかということで、非常に地元の不満は多いような気がしたんで、そこ辺をちょっとお願いします。

○議長（秦 時雄君） 湯浅農林業振興課長。

○農林業振興課長兼農業委員会事務局長（湯浅詩朗君） 地元への説明がいつかということにつきましては、今、資料を持ち合わせておりません。ただ、私どものほうで地元からの要望を受けまして、それを認定していくわけでありまして、その中で、先ほど言いましたように、測量の方法等をしてですね、地元と協議をし、3集落程度、少し疑義をいただきましたので、そこにつきましては、先ほど言いましたように再測量及び地元説明会等を開催していきながら、今、その問題の解決に取り組んでおります。

今のところ、あと2集落ほど残っておりますが、鋭意努力してまいりたいというふうに思います。よろしく願いいたします。

○議長（秦 時雄君） ほかに質疑はありませんか。

7番廣澤俊幸君。

○7番（廣澤俊幸君） 7番廣澤です。福祉保健課長に2点お伺いします。

30ページ、3款2項2目在宅老人福祉費の202万6,000円の減額は、改造の申し込み件数が少なかったという認識でいいのか、これが1点、それから、同じく3款3項2目児童措置費、この19節で補助金が480万とありますが、これは何カ所の保育園に分配をされるのか、この2点についてお伺いします。

○議長（秦 時雄君） 江藤福祉保健課長。

○福祉保健課長（江藤幸徳君） お答えします。

老人福祉費の高齢者の住宅改造の件でございますが、介護保険の制度で住宅改造を20万円の単位でやられている方が大部分でさらにそれ以上にかかる部分については、この一般会計で支援しようということでしたが、本年度は該当がございませんでしたので、当初予定しておりました3件分をゼロに減額の補正でございます。

それから、児童措置費の委託料で一時預かりの分でございますが、これは基本的に予算の組み替えでございます、480万はそのまま残す形ですが、これは認定こども園の5園に配分といいますか、出すということになります。5カ所。

○議長（秦 時雄君） よろしいですか。ほかに質疑ありませんか。

9番石井龍文君。

○9番（石井龍文君） 34ページ、4番衛生費の2項3目し尿処理、合併浄化槽設置補助金が1,894万7,000円の減額だという、最初の計画台数と今年度、27年度に実施した台数を教えていただきたいと思うんです。

○議長（秦 時雄君） 藤林環境防災課長。

○環境防災課長兼基地対策室長（藤林民也君） お答えをいたします。

当初予算の段階では、国の補助事業に合わせた、国の補助事業ですが、循環型社会形成推進交付金事業というので国の補助をいただいておりますが、それで、平成27年から5カ年計画を立てまして、排水処理率の向上、50%以上を目指した計画を立てて国のほうに計画書を出しております。

当初段階では、その計画に沿った予算措置ということで、基数でいいますと、27年度は115基整備するという計画で当初は予算を計上しておりました。実際、今回の補正ですが、現在の決算見込み額で72基ぐらい設置が完了するのではないかということで、今回減額補正をさせていただいております。以上です。

○議長（秦 時雄君） ほかに質疑ありませんか。よろしいでしょうか。

（なし）

○議長（秦 時雄君） それでは、質疑なしと認めます。

議案第40号の質疑を終わります。

次に、議案第41号、平成27年度玖珠町住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（第1号）について、別冊となっています。お出してください。

それでは、歳入歳出一括して質疑を行います。

質疑ありませんか。

（なし）

○議長（秦 時雄君） 質疑なしと認めます。

議案第41号の質疑を終わります。

次に、議案第42号、平成27年度玖珠町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）について、別冊となっております。お出しください。

歳入歳出一括して質疑を行います。

質疑ありませんか。

5番中尾 拓君。

○5番（中尾 拓君） ページの13ページでございますけれども、繰入金のところでございます。補正額が346万1,000円となっておりますけれども、この前の2月23日の国保の運営協議会の中で説明がございましたけど、一般会計からの繰入金を2,969万円、3月補正に計上しましたという説明がありましたけれども、その金額とこれが違うんですけど、その内容を、どうして違うのか、お聞きしたいと思います。

○議長（秦 時雄君） 衛藤住民課長。

○住民課長（衛藤善生君） 中尾議員の御質問ですが、今回、国民健康保険事業繰入金346万1,000円ということであります。現予算での繰入金が2,622万9,000円であります。歳入不足額が今回2,969万円ということで、その差額を今回346万1,000円計上いたしまして、予算、歳入不足を補っております。

以上です。

○議長（秦 時雄君） 5番中尾 拓君。

○5番（中尾 拓君） 大変、ありがとうございます。

国民健康保険は、他の健康保険に比べまして、定年者とか、定年した人が入ったり、比較的予算が少ないと言いますか、金持ちでない人が入っておるんですけども、その割には療養給付金が、年をとっておりますので、ぐあいが悪くなる人が多いわけでございますので、大変苦しい事業主体だと思っております。

この思いやりの考えを今後もできるだけぜひ続けていってほしいなど、これは要望と今後の予算の執行についてのお願いでございます。

以上です。

○議長（秦 時雄君） 答弁はよろしいですね。

ほかにございませんか。質疑ありませんか。

（なし）

○議長（秦 時雄君） 質疑なしと認めます。

議案第42号の質疑を終わります。

次に、議案第43号、平成27年度玖珠町介護保険事業特別会計補正予算（第4号）について、別冊となっております。お出しください。

歳入歳出一括して質疑を行います。

質疑はありませんか。

（なし）

○議長（秦 時雄君） 質疑なしと認めます。

議案第43号の質疑を終わります。

次に、議案第44号、平成27年度玖珠町水道事業会計補正予算（第2号）について、別冊となっております。お出しください。

歳入歳出一括して質疑を行います。

質疑はありませんか。

（な し）

○議長（秦 時雄君） 質疑なしと認めます。

議案第44号の質疑を終わります。

これより討論に入ります。

議案第1号に対する反対意見の発言はありませんか。

（な し）

○議長（秦 時雄君） 賛成意見の発言はありませんか。

（な し）

○議長（秦 時雄君） 議案第21号に対する反対意見の発言はありませんか。

（な し）

○議長（秦 時雄君） 賛成意見の発言はありませんか。

（な し）

○議長（秦 時雄君） 議案第38号に対する反対意見の発言はありませんか。

（な し）

○議長（秦 時雄君） 賛成意見の発言はありませんか。

（な し）

○議長（秦 時雄君） 議案第40号に対する反対意見の発言はありませんか。

（な し）

○議長（秦 時雄君） 賛成意見の発言はありませんか。

（な し）

○議長（秦 時雄君） 議案第41号に対する反対意見の発言はありませんか。

（な し）

○議長（秦 時雄君） 賛成意見の発言はありませんか。

（な し）

○議長（秦 時雄君） 議案第42号に対する反対意見の発言はありませんか。

（な し）

○議長（秦 時雄君） 賛成意見の発言はありませんか。

（な し）

○議長（秦 時雄君） 議案第43号に対する反対意見の発言はありませんか。

（なし）

○議長（秦 時雄君） 賛成意見の発言はありませんか。

（なし）

○議長（秦 時雄君） 議案第44号に対する反対意見の発言はありませんか。

（なし）

○議長（秦 時雄君） 賛成意見の発言はありませんか。

（なし）

○議長（秦 時雄君） これで討論を終わります。

これより採決を行います。

議案第1号、専決処分の承認を求めることについて、玖珠町税条例等の整備に関する条例について、反対意見の発言もありませんでしたので、これを採決いたしたいと思います。異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦 時雄君） 異議なしと認めます。

議案第1号について、原案のとおり承認することに賛成の方の起立を求めます。

（起立全員）

○議長（秦 時雄君） 起立全員です。

よって、議案第1号は、原案のとおり承認とすることに決しました。

次に、議案第21号、玖珠町基金条例の一部改正について、反対意見の発言もありませんでしたので、これを採決いたしたいと思います。異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦 時雄君） 異議なしと認めます。

議案第21号について、原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

（起立全員）

○議長（秦 時雄君） 起立全員です。御着席ください。

よって、議案第21号は、原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第38号、日田玖珠広域消防組合規約の変更について、反対意見の発言もありませんでしたので、これを採決したいと思います。異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦 時雄君） 異議なしと認めます。

議案第38号について、原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

（起立全員）

○議長（秦 時雄君） 起立全員です。着席ください。

よって、議案第38号は、原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第40号、平成27年度玖珠町一般会計補正予算（第6号）について、反対意見の発言もありませんでしたので、これを採決いたしたいと思います。異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦 時雄君） 異議なしと認めます。

議案第40号について、原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

（起立全員）

○議長（秦 時雄君） 起立全員です。着席ください。

よって、議案第40号は、原案のとおり可決することに決しました。

お諮りします。

議案第41号から議案第44号までの4議案は、平成27年度各特別会計及び水道事業会計の補正予算であります。別に反対意見の発言もありませんでしたので、これを一括して採決を行いたいと思いますが、異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦 時雄君） 異議なしと認めます。

よって、議案第41号から議案第44号までの4議案は、一括採決することに決定いたしました。

議案第41号から議案第44号までの4議案について、原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

（起立全員）

○議長（秦 時雄君） 起立全員です。着席ください。

よって、議案第41号から議案第44号までの4議案は、原案のとおり可決することに決しました。

以上をもちまして、本日の日程は全て終了しました。

お諮りします。

あす4日から6日までの3日間は議案考察のため休会とし、7日は議案質疑といたしたいと思いますが、異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦 時雄君） 異議なしと認めます。

よって、あす4日から6日までの3日間は議案考察のため休会とし、7日は議案質疑とすることに決しました。

なお、一般質問は、議会運営委員長より報告がありましたように、17日、18日を予定しております。通告締め切りは8日の午後5時までとなっております。

本日は、これにて散会いたします。

御協力ありがとうございました。

午後1時56分 散会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

平成28年3月3日

玖珠町議会議長 秦 時 雄

署 名 議 員 中 尾 拓

署 名 議 員 石 井 龍 文